

議 長	副議長	局 長	次 長	議事係長	議 事 係

予 算 特 別 委 員 会 会 議 録 (4) (20 . 2 定)			
日 時	平成 2 0 年 6 月 2 3 日 (月)	開 議	午後 1 時 0 0 分
		閉 会	午後 4 時 4 5 分
場 所	第 2 委 員 会 室		
議 題	付 託 案 件		
出席委員	菊地委員長、井川副委員長、秋元・成田(祐)・斉藤(陽)・ 佐藤・山口・北野・大竹 各委員		
説明員	市長、副市長、教育長、水道局長、総務・財政・産業港湾・ 生活環境・医療保険・福祉・建設・教育各部長、保健所長、 会計管理者、小樽病院事務局長、消防長、監査委員事務局長、 選挙管理委員会事務局長、農業委員会事務局長 ほか関係理事者		
別紙のとおり、会議の概要を記録する。			
委員長			
署名員			
署名員			
書 記			

～ 会議の概要 ～

委員長

ただいまから、委員会を開きます。

本日の会議録署名員に、秋元委員、成田祐樹委員を御指名いたします。

委員の交代がありますので、お知らせいたします。千葉委員が秋元委員に、大橋委員が成田祐樹委員に、高橋委員が斉藤陽一良委員に、林下委員が山口委員に、新谷委員が北野委員に、それぞれ交代いたしております。

付託案件を一括議題といたします。

これより、質疑に入ります。

なお、本日の質問順序は、公明党、民主党・市民連合、平成会、共産党、自民党の順といたします。

公明党。

秋元委員

石狩湾新港地域について

初めに石狩湾新港地区の企業立地状況について、お尋ねしたいと思います。

まず石狩湾新港と小樽市域内の全体の土地面積と操業企業の現在の数、また操業率についてお知らせください。

また、土地売却済みの状況と、その中での新規事業の計画などをどのように考えているのか、お知らせください。

（産業港湾）加賀主幹

石狩湾新港地域の工業用地の面積につきましては236.4ヘクタールとなっております。

操業状況でございますが、現在、44社が操業しておりまして、操業率につきましては59.5パーセントとなっております。

企業の立地状況につきましては、74社が立地をしておりまして、分譲している面積につきましては、110.8ヘクタールとなっております。

今後の計画につきましては、分譲主体である石狩開発株式会社のほうで企業訪問等を行うなど、誘致に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

秋元委員

これまでも小樽市としてさまざまな努力をされてきたと思いますし、また減免措置も行っているというふうに思っております。それに該当する会社が現在何社ほどになっているのか、また優遇措置をされていることに対して、現在どのように評価をされているのか、お答えください。

（産業港湾）加賀主幹

平成18年度から企業立地促進条例に基づきまして、固定資産税・都市計画税の課税免除を行っておりますが、これまでの実績では、まず、18年度につきましては、8社が該当しております。そのうち石狩湾新港地域については2社が該当しております。19年度につきましては、これも同じく8社が該当しておりまして、石狩湾新港地域では6社が該当しております。課税免除に対する評価につきましては、これまで立地した企業の中で、この課税免除があるということで工場の新築を決断したという企業がございまして、立地した企業からは高い評価が得られていると考えております。

秋元委員

今回、小樽市と石狩市が新港地域を中心としまして、産業活性化をねらいにした産業活性化計画が経済産業省の同意を得たと、このように聞いているわけですが、この計画のねらいや内容について、具体的に説明をお願いしたいというふうに思います。

またあわせて、この計画によって小樽市の優位性といえますか、今まで以上にどのような点が優位に考えられる

のかという、この点についても考えをお聞かせください。

（産業港湾）加賀主幹

このたびの小樽・石狩地域の産業活性化の基本計画につきましては、まず法の概要につきまして若干触れさせていただきます。これは略称でございますが、企業立地促進法は、企業立地を促進することについて、地方公共団体の主体的で計画的な取組を支援するための措置を講ずることによりまして、地域経済の自立的発展の基盤の強化を図ることを目的に、昨年 6 月に施行されたものでございます。

この法に基づきまして、小樽市、石狩市、北海道、石狩湾新港管理組合、石狩開発株式会社の 5 者で札幌臨海小樽・石狩地域産業活性化協議会を設立いたしまして、基本計画の策定の準備を進めてまいりました。それで、去る 6 月 16 日にこの同意が得られたものでございます。この計画の概要でございますが、まず、計画の柱となる産業の集積の業種につきましては、札幌圏の食料品製造、保管、物流の基地となる食品製造業、物流関連産業、液化天然ガスの受入れ基地を核とするエネルギー関連産業、それと循環型産業拠点の形成を図るリサイクル関連産業、この四つの業種を定めまして、地域の特性を生かした産業の集積に努めまして、成果目標に向けた企業誘致活動などの取組を進めていきたいと考えております。

今年度の具体的な事業につきましては、現在、物流関連にかかわった企業立地セミナー、こういったものを予定してございます。

それと、小樽市の優位性につきましては、今回、この基本計画を策定いたしまして、小樽市と石狩市がこの地域全体の産業集積に向けて共同して企業誘致に取り組んでいくというようなことを考えております。あえて小樽地域の優位性を挙げるとするならば、まず、小樽地域の知名度の高さ、それとあわせて食料品加工等の業種が小樽市域にはたくさん集積してございます。あと、小樽の食品に対するブランドイメージが既にでき上がっておりますので、こういったことが小樽市域としての強みではないかというふうに考えております。

秋元委員

今あった企業立地セミナーで、例えば報道によりますと札幌地域で、また首都圏でもこのセミナーを開催するようなお話がありましたけれども、開催時期とかが、もしわかればお知らせ願います。

（産業港湾）加賀主幹

現在、活性化協議会において協議を進めておりますが、このセミナーにつきましては、11 月ごろの開催を予定してございます。

それで、内容につきましては、現在、専門家、有名人を呼びまして基調講演を行います。それとあわせて、既に立地している企業の代表の方に、この地域に立地したことの動機づけ等についてのプレゼンテーションを行っていただく予定でございます。対象とする業種の皆さんに案内する数でございますけれども、現在 1,500 社程度を予定しておりまして、この中から 100 社程度、このセミナーに参加していただければというふうに考えています。

秋元委員

今回、予定なのですけれども、石狩湾新港管理組合の財産処分、この売却に至る経過と今後の予定などをもし聞ければというふうに思います。

また、中央ふ頭第 3 工区の部分が売却されるようなお話がございますけれども、この施設の概要なども、もし現在でわかることがありましたらお答えください。

（総務）企画政策室林主幹

まず、施設の概要ですけれども、このたびの北海道ガス株式会社の液化天然ガス（LNG）基地の関係ですけれども、本年 4 月 16 日に北ガスが約 400 億円を投じて、石狩湾新港に LNG の基地を建設することが中期経営計画の中で発表されました。その施設概要ですが、敷地面積が約 10 万平方メートル、主な設備としましては、LNG タンク、LNG 気化器、外航 LNG 船受入れ施設となっております。

また、今回の財産処分の関係の流れですけれども、今月初めに石狩湾新港管理組合に対して、北ガスから土地の買入れ申込みがありまして、当市に対して、新港管理組合から母体の協議がありました。これを受けまして、明日、総務常任委員会のほうに報告予定でございます。その後、各母体との協議が調えば、新港管理組合と仮契約をし、新港管理組合議会の議決を経て本契約となる運びとなっております。

秋元委員

この財産処分等に当たって、小樽市の母体負担金に今後どのような影響が出てくるのかということ、まずお知らせいただきたいと思います。

（総務）企画政策室林主幹

母体負担金への影響でございますけれども、今回の処分による売却収入は、すべて埋立事業に要した起債の償還に充てることとなりますので、これによって母体負担金が減額になるわけではございません。

秋元委員

今回北海道ガス株式会社の液化天然ガス基地が建設されることによりまして、小樽市エリアの関連企業などに対しまして、立地やその他で何かしらの優位性といいますか、小樽市にとってのいい部分で考えられることが現時点で何かありましたら、お答えください。

（総務）企画政策室林主幹

今回の北海道ガス株式会社の L N G 基地の供用開始に合わせまして、当該ガス事業に関連するガス関連や化学工業関連、また L N G を圧縮して利用する自動車の燃料とか、あと L N G がマイナス162度の極低温ですので、これを利用した業種など、さまざまな業種の誘致が期待されます。

秋元委員

この項の最後になるのですが、明日、総務常任委員会で報告されるということで、また今後、機会があれば詳しく質問をさせていただきたいのですが、この企業立地促進法は、小樽市にとっても非常にいい部分がたくさんあるというふうに考えられるのですが、ぜひ有効活用をしていただいて、さらなる小樽市の発展のために努力をしていただきたいというふうに思います。

最後になりますけれども、産業活性化計画の同意とか、また北ガスの液化天然ガスの基地建設で、この新しい局面に対しまして、今後の取組について、もし何かこういう部分で強力に進めていくというような今言える範囲でのお話がありましたら、ぜひお願いしたいと思います。

産業港湾部長

企業誘致という観点の中から、私のほうからその部分で答弁をさせていただきますけれども、いわゆる企業立地促進法の中でも国に計画を提出した際に、この L N G 基地の関係でもって、今、企画政策室から答弁がありましたような関連の産業について、その集積を目指していこうということが一つ位置づけされているわけなのです。我々としてはそういう今回の計画で、これも含めて四つの業種指定をさせていただきますけれども、今回の計画が同意された段階で、新たにこれから立地する企業については、いわゆる税制の優遇措置が適用されるということであるとか、あるいはまた自治体にとりまして、これももう既に答弁をさせていただいておりますけれども、普通交付税でもって地方公共団体が税の免除などを行っている部分については、その75パーセントを3年度間にわたり補てんするという優遇措置等がございますから、今、主幹からも答弁をしましたがけれども、今後いろいろなセミナーとかを関係の団体と組んで開催して、そういった中で小樽・石狩を含めた石狩湾新港の背後地全体の優位性をアピールして、そういった業種指定をされている産業集積というものに積極的にこの法を活用して我々は取り組んでいきたいと考えております。

秋元委員

クールアース・デーについて

続きまして、若干環境に触れた問題なのですが、去る 6 月 9 日、福田総理大臣のほうから、クールアース・デーについてのお話がありまして、実は公明党としまして、7 月 7 日から洞爺湖サミットが開催されるのに当たり、この日をクールアース・デーというふうに定めたらどうかという署名を集めまして、福田総理大臣に届けたことが契機となりまして、6 月 9 日の福田総理大臣のお話につながったのですが、7 月 7 日をクールアース・デーというふうに決めて、一斉消灯運動のみならず、毎年、低炭素社会への歩みを国民全員で確認するような日にしていきたいというお話があったのですが、ぜひこの小樽市もクールアース・デーに向けて、さまざまな取組をしていただきたいというふうに要望したいのですが、ただ、7 月 7 日までもう日にちもありませんし、もし現時点で考えているようなことがあれば、ぜひお話をしていただきたいのですが、幾つかの市町村で例えばライトダウンとか、ノーマイカーデーとか、ノー残業デーとかを決めて、市の庁舎とかライトアップをしている市の施設を、例えば 2 時間と決めてライトダウンをするというような動きもありますけれども、小樽市として、クールアース・デーに向けて何か取り組むようなことは考えていますか。

（生活環境）環境課長

クールアース・デーということでございますけれども、6 月 17 日の閣議決定で、福田総理大臣が 7 月 7 日をクールアース・デーに正式決定したということで聞いております。まだ国のほうから具体的な内容や手順といったようなものが示されておきませんので、そういったものが今後来た段階で、市としてそういう取組ができるのか、考えていきたいというふうに思っております。

ノー残業デーにつきましては、これまでも市としては取り組んできております。民間においても、昨年からは民間団体の方が、電気を消してスローな夜をとということで、ろうそくの火の下にいろいろな音楽演奏などを楽しむといったようなことにも取り組んでおりますので、そういう取組に対して市として手伝えることができるような部分があれば、協力をしていきたいというふうに考えております。

秋元委員

7 月 7 日という部分では、特に今のところ考えていないということによろしいですか。

（生活環境）環境課長

急に決まったことなので、今年の 7 月 7 日に何かをするというような部分についてはまだ決まっておりません。

秋元委員

ぜひ小樽市も環境対策にしっかり取り組んでいるという部分もアピールをしていただく上で、7 月 7 日に何か市独自でできるような行動をしてもらえればというふうに思いますけれども、例えば環境省などによりますと、6 月初めの時点で、全国で既に 775 か所の施設でライトダウンをするというような報告もありますし、ぜひ小樽市も独自の取組をしていただきたい。何か特別難しいことをやるということではなくて、市庁舎とか、小樽市の管理している施設などで、ライトダウンの運動もしていただきたいというふうに思うのですけれども、前向きに検討をしていただきたいというふうに思います。

「環境にやさしいエコ・アクション・プログラム」の冊子について

続きまして、「環境にやさしいエコ・アクション・プログラム」なのですが、以前、私も質問をさせていただいた部分なのですが、私たち公明党も、この冊子を使いまして、170 名ほど党員が集まった中で、ぜひ環境問題を考えようということで配布させていただいたのですが、実は非常に反響がよくて、私どものところにももっと欲しいという声がたくさんあったのですが、よく考えますと、ページ数が 24 ページもありまして、環境問題を訴えるに当たり、これはいかがなものかという考えもありまして、オールカラーで非常に見やすくいいのですけれども、実際、環境を周知する上では、例えば A 4 サイズで両面一色刷りのような、すぐに対応できるようなもののほうがいいのではないだろうかということで、私たちに電話をいただいたものもお断りさせていただいたのです。また、市のホームページでは、これをダウンロードできるようになっているのですけれども、実はダウンロードをし

て印刷をしてもらっても、環境には優しくない。ただ、市でやらないということだけで、個人でやるという部分では、紙も使いますし、カラー印刷をするとインクも資源の無駄遣いにはならないかという部分で、何か特別なものでなくてもいいのですが、ぜひその辺を考えていただきたいというふうに思うのですけれども、この辺はいかがでしょうか。

（生活環境）環境課長

「環境にやさしいエコ・アクション・プログラム」について、ボリュームの観点からもつたいないというお話でございませけれども、市としましては、今、一枚物のリーフレットといいますが、そのエコ・アクションの内容の概要版ということでつくったものは既に用意はしてありますけれども、これも一応カラー刷りということになっておりますので、このままモノクロでプリンアウトしてしまいますと、字がつぶれて見えないところもちょっと出てきてしまうということになりますので、その辺モノクロで印刷したときにも字が見えるようなものをつくっていただければというふうには思っております。ただ、これまでいろいろ地域の説明会とか、あるいは総合学習といったところで、少しでも環境に意識のある方々に配布物として配るというふうに私どもは思っておりますので、この一枚物の表裏のリーフレットではなかなかいいものをつくれないというふうなこともありますけれども、今回そういった御意見があったということも踏まえまして、今後の冊子づくりあるいはリーフレットづくりを考えますとともに、配布に当たっては無駄にならないように配慮をしていきたいというふうに思っています。

秋元委員

カラー刷りを一色刷りにすると、文字がつぶれるというお話もありましたけれども、その辺はいくらでも簡単に修正できる部分ですので、ぜひ対応していただきたいというふうに思います。

今回170部をつくっていただきまして、お話を聞いたら、職員の方が1冊ずつ手づくりでやっていただいたということで、非常に手間もかけて、そういうことを考えますと、職員の方たちの勤務時間もこういう作業で使ってもらうという部分では、これがなくなれば簡単にプリンアウトをして配布するだけなので楽といえますか、手間も省けるというふうに感じております。ぜひよろしく願いいたします。私たちも気兼ねなく配布できるようなものがあればというふうに思いますので、よろしく願いします。

潮まつり時のごみ回収について

続きまして、また若干環境なのですが、私もいろいろな町会等のごみ拾い等に参加させていただきまして、非常に小樽市内にごみが捨てられているような状況が見えてきているのですけれども、例えば小樽市でも「街をきれいにし隊」の運動とか、環境にいろいろ取り組んでこられているというふうに思うのですが、先ほどの7月7日の部分ではないのですけれども、7月の後半に「おたる潮まつり」がありますけれども、昨年も「街をきれいにし隊」の方にごみ拾いをしていただいたというふうに承知をしているところなのですが、ぜひ市民の皆さんも、また観光客の皆さんを巻き込んだような運動ができないものかというふうに考えているのですが、この辺は何か考えはありますか。

（産業港湾）観光振興室藤井主幹

おたる潮まつりの関係ということで答弁をさせていただきたいと思います。今年のおたる潮まつりは7月25日、26日、27日と、金曜日から日曜日までの3日間ということでございまして、去年は100万人を超えたということで、こんなに小樽に人がいるのかと思うほど、花火大会にどんどん人が来る。それが終わって、夜9時過ぎに皆さんが帰られた後に、いろいろなところを見ると、ごみが半端な量ではなくて、私も見た瞬間に倒れそうになるほど物すごい状況で、そういう記憶もあるものですから、ごみの問題は何とかしなければならぬということで考えています。ただ、おたる潮まつりのごみは、廃棄物的には事業系の廃棄物ですので、家庭で出されるごみとは性質は同じなのですが、法的には違うのです。ですから、おたる潮まつり実行委員会事務局のほうではごみの処理はしない。基本的にごみの収集運搬は、許可業者をお願いするというところで、費用は大体130万円です。

問題はごみの収集といいますが、分別、ポイ捨ての防止をどうするかということで、今回、御承知のように、港湾合同庁舎が建替え工事ということで、去年、運河周辺に出店ができたところがちょうど工事現場になっていますので、結構会場の出店がばらけてしまうのです。そういうこともあって、トイレの設置とかごみ箱の設置なども含めて、なかなかわかりづらいといいますが、去年とはまた違っている。そういうこともあり、またサミット絡みということもありまして、今回初めての取組なのですが、それでも、「潮 エコ・クルー」ということで、ごみ問題だけではないのですが、いわゆるトイレの場所がどこにあるとか、観光船が何時から出るとか、いろいろなことを聞かれますので、それをわざわざ事務所のほうに行き行って聞いてくれという話にもなかなかいかないだろう。そういう部分で「潮 エコ・クルー」という制度を設けました。これは全員ボランティアということで、何人ぐらい集まるかというのは、今回初めての取組ですので未知数ではありますが、今のところは「おたる案内人」というマイスター制度もできましたので、そういう案内人の方に少しでも入っていただければということで今進めています。というのは、単純にごみを拾うだけではなく、今言ったようにホスピタリティですか、接遇の部分も大きいものですから、中には酔っぱらった中で聞く方もいるので、まともに当たってしまえば、せっかくのそういうボランティアも意味がなくなるということで、接遇の心を持った方ということも含めて、今、取組を進めています。そういう形でおたる潮まつりのほうは新たな取組として始めていく。

もう一つは、会場外のほうのごみの部分だと思うのですが、こちらのほうは「潮ねりこみ」の部分ということで我々は理解をしますが、御存じのとおり、潮音頭が鳴っていますので、その放送の中で「ごみは持ち帰りましょう」ということもできませんし、なかなかねりこみの部分でごみのうんぬんというのは、回収をどうするかといろいろな問題もあるので、基本的には難しいとは思っています。ただ、先ほど生活環境部の答弁にあった、「街をきれいにし隊」とか、日本たばこ産業が活動をしている「ひろえば街が好きになる運動」、これは全国的に展開している運動なのですが、これは小樽市で最近やっていますので、そういう運動との連携という部分の中で、まち全体の中でのごみの意識づくりにも少しずつ動いているのかと思いますので、セットという意図ではないですが、結果としてはそういう形で今のところ回っていくのではないかと考えてございます。

秋元委員

今回、おたる潮まつりのごみ拾いの件につきましては、私も市民の方と話をしていて、特に花火大会の後なんかですと、非常にごみが多いですし、業者の方は夜中ずっとごみ処理をしています。まして、花火大会の後などは、もう歩けないくらい道路にごみが散乱してしまっていて、小さい子供とかも拾ってごみ箱に捨てている姿などを見ますと、例えば、会場に来ている人たちが帰る前に、一つのごみをどこか1か所に捨てるような呼びかけをできないのかというふうに思うのです。ただ、祭りを見ている大人もそのままということではなくて、見に来ている人たちに声かけをして、身の回りのごみはここに捨ててくださいみたいな呼びかけをして、そういう環境の部分でも意識を持ってもらうのにはいいのではないかと話が出てきたものですから、ひとつそういう提案をさせていただきました。ぜひ今後、参考にしていただきたいというふうに思います。

身体障害者に配布のごみ袋の容量について

続きまして、若干ごみ袋ということでは関連があるのですが、実はこれも市民の方からお話があったのですが、障害がある方に30リットルのごみ袋が支給されていると思うのですが、そんなにごみがなくて袋が無駄になっているのではないかと障害者の方がいまして、ごみ袋の容量を選べないのかというお話があったのですが、この辺はどうなのでしょう。

（生活環境）管理課長

平成17年度から実施いたしましたごみの有料化の目的というのは、そもそも減量化ということが一番の目的でしたので、17年度の発足当時から、減量が困難な世帯に対しまして、ごみ袋の無料配布、いわゆる減免を実施しております。その中で、地域生活支援事業の中に日常生活用具の給付制度がございまして、ストマ用具を受給されてい

る世帯については、身体障害者対策といたしまして、年間30リットルの袋を100枚配布しております。

この世帯につきましては、実は私どものほうにも制度発足当時から、30リットルの袋は大きいという声は一部から届いておりました。そういった中で、私どもも実態を十分把握する必要があるということで、一つはストマ装具者の場合、オストミー協会という任意の団体がございます、そちらの意見も一応聞きました。そちらの意見では、30リットルのゴミ袋はやはり大きいというふうな御意見だったのですけれども、ただその協会に入っている会員の方というのは三十数名程度で、全体の対象者は300を超える世帯がございますので、全体の1割程度の方の御意見ということだったものですから、一昨年の暮れに、私どものほうで改めて対象になる全世帯に、30リットルのゴミ袋を配布しているのだけれどもいかがですかというようなアンケートを実施いたしました。そういった中で、アンケートの結果で一番多かったのは、現行の30リットルのままでよいというのが46.6パーセント、その次に多かったのは、10リットル程度でよいというのが40パーセントほどございました。あと、そのほかに5リットルとか、20リットルと、そういった御希望が12.6パーセントございました。そのアンケートの際に、希望する理由というのも付していただいたのだけれども、通常は症状が軽いというストマ装具者の場合は、確かに10リットルで十分なアンケートの記載でないかと理解をしたのだけれども、やはり中には症状の重い方の場合、ストマト、さらにそれに紙おむつを併用してふだん日常生活を送っている方が多いというふうになりますと、そういう方々については30リットルでも足りないくらいという声もございました。

そういった中で、私どもも最終的にどうするかということで部内でいろいろ検討はしたのだけれども、もともと新生児用として、20リットルのゴミ袋を無料配布いたしております。それと高齢者対策と身体障害者対策として30リットルのゴミ袋を配布しております。これは、中身は通常の市販されている袋と同じなのだけれども、外装袋につきましては、通常、店頭に並んでいるのは料金とか書いておりますので、そういう料金が書いていなくて、なおかつ10枚で1袋として外装袋に入っているのだけれども、それをもうちょっと大きく、要するに通常の取扱店で扱われているのは別な袋を用意しております。そういったことで、サイズ的には20リットル、30リットルといったところだけれども、さらに今、違うサイズでそういう対応をするということになりますと、一つは経費的な部分もかかるということがございます。それともう一つ、ストマ用具を使用の方につきましては、毎年100枚ずつ配布しております。そういたしますと、約300世帯ございますけれども、毎年その300世帯に希望を聞かなければならないといったような事務的な考え方の部分もございます。そういったことをいろいろ考慮いたしまして、引き続き30リットルの袋を配布するという結論を出しました。

ただ、昨年の7月に配布した際には、そのアンケート結果も含めまして、こういう考え方ということで説明の文書を配布したという経過がございます。

秋元委員

わかりました。このままでいいという方が約半分ぐらいいるということで、でも40パーセントぐらいの方が10リットルぐらいでいいのではないかなというような結果が出ているということですが、これからもっと変えてほしいというような意見があれば、コストの面もあると思いますけれども、ぜひ研究していただきたいというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

斉藤（陽）委員

事業系の廃棄物について

それでは、まとめて伺います。

廃棄物の分別及び再資源化の促進ということで、一般質問の関連なのですが、事業系の一般廃棄物の排出量というのは、経済活動の動向に非常に左右されると、そういう許可業者のいろいろな営業活動が加熱した部分にあるのではないかなというお伺いをしたのですが、その点については、そういう過剰な営業活動によるものとは受け止めて

いないということで、ここの部分の評価というのは、ある程度考え方の、とらえ方の違いという部分もあると思いますけれども、その経済活動の動向という中身は、どのような中身で左右されるのか。ごみが多く出るような商品が非常に多く消費される傾向があるとか、いろいろなことがあると思うのですが、あと、事業者がリサイクルをする動機づけというか、そういった政策的な誘導というか、インセンティブみたいなものも政策的に必要ではないかという部分もあるのですが、この点について伺いたいと思います。

（生活環境）廃棄物対策課長

事業系の一般廃棄物の部分で、経済動向にどのように左右されるのかという部分ですけれども、御存じのとおり、生活系のごみですと、各家庭から出るものというのは、基本的に一般の生活の中で大体似通った部分なのですけれども、事業系の廃棄物となりますと、実際、小樽市自体が商業都市であったり、港湾都市であったり、観光都市である、こういう側面を持っているものですから、それぞれがその時々状況によりまして、小樽市内だけが発生源とか、ごみが流通しているというのみならず北海道又は日本全国、一部には輸出入の部分も含めまして、それに伴って廃棄されるごみというものが刻々と変わってしまうという一面もございます。そういう意味において、ちょっと把握も難しいですし、一概的に一律の限度利用というのはなかなか難しいというふうに思っております。

あと、そのインセンティブ、我々が行っています事業系廃棄物の減量化、資源化という部分について、いろいろなリーフレットを配ったりとか、事業所訪問とかという取組をしております。その中で一番主力に置いておりますのは、やはり資源化による減量化、こういうものを中心に指導をしております。事業系の一般廃棄物で申しますと、やはり主力になる資源化するものというのは紙になります。段ボールが一番多いと思うのですが、あと事務用の用紙、御存じとは思いますが、紙は有価物としてかなり高値で安定した状況になっております。この辺を中心に、当然ごみとして廃棄すればごみの処理料金がかかります。ですが、紙の場合、資源として回収して業者に引き渡せば、逆にお金になるという状況が今生まれておりますので、その部分を中心に指導をしております。実際に、ここ数年、事業系一般廃棄物として出される紙の資源化率としても上がっております。

あともう一方、事業系のごみとしては、産業廃棄物という部分がございまして、実は法律のくくりからいきますと、缶、瓶、プラスチック、こういったものが資源化されるのですけれども、そのうち、缶類は先ほど答弁したように有価物として処理できます。あと、最近プラスチックも質のよいものについては、買い取ってくれる業者もございます。あと、そうでないものについては、固形燃料とか、建築資材、くいなど、そういうものにリサイクルされることになっております。この部分でも、御存じのように、循環資源利用促進税というものが1トン当たり1,000円なのですけれども、産業廃棄物の処理にかかるようになってきております。昔も産業廃棄物の処理料金プラス循環資源利用促進税が、今、産業廃棄物を処理する場合にはかかってきます。それもありまして、事業者のほうも極力廃棄物として出さないように、資源化できるものは資源化して分別して出すというふうな流れになっておりますので、我々もそれを後押しするような形で事業所指導を行っているところでございます。

斉藤（陽）委員

もう一、二点伺いたいと思いますが、事業系における分別とか資源化の仕組みと申しますが、どういう資源化をやっているのか、分別をやっているのかというのは、一般家庭だと箱に分けてやっているのですけれども、その辺を事業系の場合について教えてください。

（生活環境）廃棄物対策課長

同じようにやはりそれぞれ缶は缶を入れるボックスなどをつくって、紙は紙のコーナーをつくって、その中でもやはり入れる物は違いまして、段ボール、新聞紙、あと事務用品という形で、それぞれの事業所でやっている状態です。それは私どものほうで事業所指導をやったときにそういうふうな形を見ております。

斉藤（陽）委員

そういうのはきちんとそれぞれの許可業者と申しますが、収集運搬をされる方がまたまぜるといってことなく、き

ちんとそういうルート別に分かれていただければ、そういうのが大事だと思うのですが、今ちょっと言いかげられましたが、いわゆる「あわせ産廃」のほうで伺った全体量で約7,800トンあるということだったのですが、動植物性残さ、これについては多少資源化の可能性があるということで、具体的にどのような施設が整備されて、今後どういう資源化の可能性があるのかという部分を伺いたいと思います。

（生活環境）廃棄物対策課長

動植物性残さの部分は、農林水産省がやっております食品リサイクル法という法律が今施行されておまして、その中で100トン以上の食品廃棄物を排出するような事業者について、リサイクルしなければならないというような形で進められております。ただ、今までちょっと施設整備が遅れておまして、石狩市とかで一部できてきております。この中にまだ法的な部分の許可体制とかの中で、うまく運搬していけないようなところもありまして、あと受入れの体制、この中で石狩市にできている施設は、今、家畜のえさの飼料になる部分、あとたい肥化する部分と2種類ございます。

斉藤（陽）委員

動植物性残さの資源化を進めていくというのですが、動植物性残さそのものが具体的にどんな内容のものなのかということと、その中にプラスチックとかそういうトレーだとか、そういうものはまじった状態にはなっていないのかということを確認したいと思います。

（生活環境）廃棄物対策課長

動植物性残さといいますのは、食料品製造、あと医薬品製造、香料製造の過程から原材料となる動物、植物の固形物を指しているのですが、実際の製造過程の中で、プラスチック類が混入するというようなことはありません。

あと、小樽市で言えば、やはり水産加工会社、あと総菜関係もあります。その二つが大きな排出先というふうな形で考えています。

斉藤（陽）委員

あくまでも、動植物性のものだけが廃棄物として出ると。

最後に、いわゆる動植物性残さがこのあわせ産廃の半分近くを占めているわけですが、そのほかに鉱さいとか燃え殻、これは600トン、700トンと、さほどのトン数ではないのですが、あと残りの2,600トンぐらいが汚泥ということで、この動植物性残さが3,800トンということで非常に多い。これは重さで今来ていますけれども、容積的な割合になるとどうなのでしょう。多くなるというのか、少なくなる、どっちなのでしょう。

（生活環境）廃棄物対策課長

水分量が多いものですから、ほぼ1対1というふうに考えております。トン数であれば、ほぼそのまま容量で1立方メートルという形の換算にしております。

委員長

公明党の質疑を終結し、民主党・市民連合に移します。

山口委員

総合博物館におけるNPO法人の活用について

私は、今回の代表質問でも観光について質問したのですが、いずれにしても期末・勤勉手当も出ましたけれども、いよいよカットになったし、財政健全化計画もうまくいかない、また職員の皆さんの給料カットというもあり得る。要するに、税金を上げていくということですよ。多重債務の問題に絡めて、滞納の問題を質問させていただき、若干税の担当のほうから対象をくんでいただいてやってみましょうというお話をいただきましたけれども、要するに即効性があるものはなかなかないわけです。基本的には戦略を持って、税金が上がっていくよ

うに何とか地域経済をもたせていくようにやるということが大事だということで、特に観光ということでずっと申し上げているのです。

観光については、代表質問で申し上げましたけれども、本当に今、厳しい状況です。今、調査に入っていますけれども、たぶん滞在時間も従前の半分ぐらいになっているだろう。そういう中で経済効果ははかられませんけれども、たぶん相当の部分が落ちているのではないかというふうに私は思うわけです。やはり新たな観光拠点です。時間消費型観光を目指すといっていますので、そういうものを何とか早急に対策をする必要があるということで、市がまず旧手宮線ということで取得をされて、今、敷地と沿線の再生ということでいろいろな議論がされている。いずれ計画案が出て、やるとしたら、当然、市民と行政と、あとは民間です。投資をしていただくような部分と組んでやる必要があるということですから、そういう意味でこれから具体的に早急に始まっていくのではないかというふうに期待をして、私も協力したいと思っていますけれども、そうした中で、総合博物館についても私は旧手宮線と一体ではないのですかと。特に、旧手宮鉄道施設についてです。総合博物館のほうは、ある意味では、中身は鉄道科学館です。そして、結構おやりになっていて、これからお聞きしますけれども、何とか運営はできている。問題は敷地です。敷地については、やはり相当な可能性というのか、集客施設としての可能性というの、私は持っていると思いますので、それについても今後議論がされていくものと承知しているところです。

私は、古い会議録を見させていただきましたら、平成18年第2回定例会の一般質問で、私はこういう質問をしています。「今回の新博物館基本計画案の中で、機関車庫3号を含む敷地部分の活用については、どのような将来展望をお持ちなのか」と聞いたところ、教育長が「次に、重要文化財を含む敷地内の活用と手宮地区活性化構想との連携についてであります。新博物館では敷地内に点在する重要文化財や鉄道資料と広い敷地を活用した野外郷土学習プログラムの実践など、魅力ある住民参加型の事業内容を検討しているところであります」と答弁していらっしゃいます。続いて、「御承知のように、この敷地は旧手宮線の起点でありますことから、手宮・北運河地区活性化基本構想や旧手宮線の活用計画との連携によるまちづくりを念頭に、将来を見据えた活用を図りたいと考えております」ということを、平成18年6月、ちょうど2年前にお答えになっているわけです。

これについて、何か今まで議論をされたことはありますか。

（教育）総合博物館長

ただいまの御質問でございますが、手宮地区の再開発あるいは観光的な事業に関する活用についてのプランというのは、今、庁内ではいろいろ作業を進めているというふうに伺っております。ただ、具体的に手宮地区の再開発にかかわったビジョンというのは、まだ固まっていないというふうに認識しておりますので、これからそういう機会が出てくるものであろうというふうに思っております。

山口委員

そこで、今、総合博物館については、ボランティアの団体ができています。近々、NPO法人の認可を得られるような段取りになっていると聞いておりますけれども、この団体について、どういう目的でどんな組織になっているのか、お聞きしたいと思います。

（教育）総合博物館副館長

ただいまの委員の御質問でございますが、北海道鉄道文化保存会という形で、今、活動が始まったものでございます。北海道の近代化の象徴的存在でありますアメリカ式鉄道を後世に長く伝える活動ということで、鉄道発祥の地であります小樽のこの手宮から発信していこうと、そういったボランティア有志によってでき上がっているものでございます。ただいまNPO法人の申請を行っているところで、7月には認可がおりるというふうに聞いております。小樽市内とか道内に残っていますさまざまな鉄道車両の補修活動を行っているようなボランティアに対しての支援をしつつ、自分たちでもそういった実働を行っていく。そして、その歴史的な遺産をしっかりと認識しながら、そういった活動を通して北海道に対する郷土愛と小樽、地元に対する郷土愛、こういったものを広めていけた

らいいのではないのかというふうに聞いております。具体的な活動としましては、実際にまだ N P O 法人としての認可がおりておりませんけれども、実質の活動をもう行ってございまして、現在、当館にございます電気機関車の修復を土曜日、日曜日の午前中に持ち帰りまして行っているということでございます。

また、その保存会の構成でございますが、正会員、それから賛助会員、そしてボランティア会員というような形での活動を行っております。

山口委員

現実には現在でも作業をおやりになっているわけですね。今年度予算にも組まれていますが、車両の補修というが、特にペンキ塗りだと聞いていますけれども、それはどういうふうな内容でおやりになるのですか。それにはボランティアの方も参加されるのですか。

（教育）総合博物館主幹

今年度の予算で車両修復は約200万円いただいております。これは、今、委員がお話になったボランティアのほうとは別に行く予定でございます。専門業者に一部発注を済ませてございまして、今週中から作業に入る予定ですが、ペンキ塗りだけではなくて、実はペンキ塗りで済まないようなさびが進行して穴があいてしまったものとかがございますので、そのさび落とし、それから板金処理といったものも含めての、業者でなければできないものを発注させていただきます。今年度は3両の修復を行う予定でございます。

山口委員

私も2度ほど、北海道鉄道文化保存会の皆さんとお話をしているのですけれども、J R の O B の方なども相当いらっしゃいまして、車両に対する知識をお持ちなのです。意欲も大変持っていらっしゃいまして、私はせっかくこういう意欲のある方が集まって協力をしていただけるということでもありますので、心配するのはやはり活動にはお金がかかりますので、その財源です。それをどうされるのかというのが私は大変心配なのですけれども、そういうことについても何かお聞きになっておりますか。

（教育）総合博物館長

前段で副館長から答弁をさせていただきましたが、N P O 法人の認可が来月の下旬におりる予定というふうに聞いております。したがって、その認可がおり次第、パンフレット等も整備されて、協賛金を拠出してくれる、協力してくれる協賛会員の募集を本格化させて、当面はその協賛金で事業主体を賄っていききたい。それとは別に別項目で自主事業、いわゆる収入を担えるような自主事業も展開していきたいというふうに伺っております。

山口委員

設立当初は何でも、いわゆる協賛金や寄附金とかというのが集まると思うのですけれども、その後が問題になるのです。だから、いわゆる自主事業を充実されたり、あとは先ほどの業者に振られる事業も、できれば N P O 法人の方々が、これは認可を受ければ、特に J R の O B の方がいらっしゃれば、当然車両についての知識もお持ちでしょうし、補修についての知識をお持ちの方も、誘っていただけたと思います。そういう方々に基本的には担っていただいて、それを財源にさせていただくようなことも含めて、将来ですけれども考えられたらいいのではないかと私は思っているのです。スーベニールショップもいろいろありますけれども、そういう商品開発もされて、そしてそういうものを販売しながら、また収益も受けられていくというようなことになると私は思っているのです。

こういう組織が育っていくと、今の総合博物館の市職員の方々では、いわゆる箱物の中だけで目いっぱいだと思います。あれだけの広い敷地に、相当な車両があるわけです。やはりこれを本当に管理していこう、雨ざらしのため悪くなる一方ですから、そういうものを本当に管理していただいても大変だと思うのです。

もう一つは、ただ管理するだけではだめなのです。あの敷地というのは、非常に楽しい敷地になるわけですから、それには相当なやはりマンパワーが要るのです。そういう方々がいろいろな企画をされて、それこそそこに市場もありますし、それからいわゆる緑地もあるわけですし、いろいろ我々もアイデアを出してきましたけれども、そ

ういものも例えばイベント的にいろいろなことをおやりになるようなことも始めていくと思うのです。

そうした中で、あそこが非常に親しみを持たれるような施設になった中で、ある意味では集客施設として、外の方に興味を持っていただいて、市も入るといようなことになっていって、先ほど申し上げた旧手宮線との一体化ということが始まっていくのではないかと。聞くところによると、デュアル・モード・ビークルにしても、定員が13人から25人乗りが変わっていくようなことも、いわゆるそういう技術も確立したそうです。そうすると、そういうものも含めて、何とかこの車両基地から旧手宮線を通して、それでいわゆる日銀通からおりて、小樽港線を回って、循環線を回ってくるようなことも含めて、だれが運営するかという話になりますから、それも含めてやはり強固な鉄道OBの方々の支援がないと、これはできないわけですから、そういう意味で今回せっかく意欲を持ってやっていただく方が、継続的にやっていただけるように応援をしていただきたいというふうに思いますし、もう一つは連携なのです。だから、例えば月に1回ぐらい、担当の方とその組織といわゆる意見交換なり、ボランティアのやるべき内容を、抱えている問題も含めて一緒になって相談に乗っていただいて、進めていっていただきたいと思うわけですが、それについてどういうふうに連携されるつもりなのか、お聞きしたいと思います。

教育部長

今後どのような連携をとということでの御質問ですが、まだNPO法人として最終的には認可をされていないわけですが、この立ち上げ段階の準備会の構成の方々のメンバーを見ましても、例えば今、委員の御指摘がありました博物館ボランティアの方々もいらっしゃいますし、手宮の商店街の店主の方々もいらっしゃる、あるいは小樽市に従前からあるまちづくり団体の方々もいらっしゃるということで、大変メンバーが豊富というか、一つの団体に染まっていない方々で構成されている。それで、今もう既に手がけている仕事は、私どもの長い間の懸案でありました大分さびたりしている車両の修復等にも手をかけていただいているというようなことでスタートしているわけです。ですから、単にその車両の修復ということだけではなくて、地域のまちづくり、手宮地区のまちづくりですとか、小樽全体のまちづくりですとか、そしてそれを総合博物館という建物と敷地、そして旧手宮線の終点になっているわけですから、そういった部分とリンクしながら、できるだけ幅広い活用の仕方、運営の仕方があると思います。

委員がおっしゃるとおり、その資金繰りという部分というのは当然出てくるとは思いますけれども、市が支援するのではなくて、市のほうが支援をしていただいているという現状でありますので、具体的にこういったNPO法人が独自で活動を維持していけるような、財源的にも活動分野的にもこういった部分があるのか、十分個々の団体の方々とも議論をしながら進めていく必要があるだろうというふうに考えております。

山口委員

今教育部長が答弁されたように、いろいろな協力組織といいますが、そういうのがあると私も承知しておりますけれども、実際に例えば車両について油まみれになって油を差したり、ペンキまみれになってペンキを塗ったり、そういうことをされる意思を持った団体というのは、そこしかないわけです。だから、そういう人がやはり一番大事な、私はある意味では協力団体だと思うわけです。それに、ある意味では周辺商店街とか町会とか、博物館友の会の方、いろいろな意見を持っていらっしゃる方がいっぱいいると思いますけれども、やはり実際汗をかく方々が大事ですから、その方々が意欲を持って引き続きやっていただけるように、ぜひとも応援をしていただきたいと、思います。

もう一つ、我々も「小樽雪あかりの路」からいろいろ派生したボランティアがありまして、一生懸命やっていたのですが、本当に詰所がなかったり、いわゆる集まってちょっとお茶を飲むところもないわけです。非常に申しわけないと私は思っているわけですが、運河プラザの中にそういう詰所ができないのかと思ったりして考えてはいるのですが、なかなかうまくいっていないのです。

手宮口のところで、今も発券業務はやるようになっておりますけれども、あそこの敷地については、利用が難し

いているのです。これは N P O 法人として認可を受けた後のことであり、どういう組織になるかも見なければならず、小樽観光協会とも話をしなければいけないと思うのですけれども、今、協会が委託業務を受けてやっている発券業務を N P O 法人にやっていただいて、なおかつあそこについても、例えばいわゆる詰所だけではなくて、何か営業もやっていただき、にぎわいをつくっていただくというようなことも含めて、これから相談をされていかれたらいいのではないかと私は思うのですけれども、その辺について、今はちょっとわからないという話かもしれませんが、私はそういう方向でぜひとも検討していただきたいと思いますけれども、その辺についてはいかがですか。

教育部長

委員がおっしゃったことを否定するとかというつもりは全然ございません。ただ、現状、私どものほうで承知している部分から言いますと、北海道鉄道文化保存会の設立趣旨の段階では、鉄道車両の保守・補修を地域住民とともにやっていくというのがメインの設立趣旨になっております。ですから、ただ、先ほど申し上げましたとおり、数多くのいろいろなことに携わっている団体の方々で構成されている保存会ですので、今後どういう方向に向けていくのか、そういう鉄道車両の保守・補修というだけではなくて、もう一步というふうに言うのが適当かどうかわかりませんが、その活動範囲というのをどういうふうに進めていくのか、その辺も十分お話を聞きながら詰めていく必要があるだろうというふうに思っております。

山口委員

ぜひ連携をおとりになって、意思疎通を十分に図られて進めていかれることを希望しておきます。

ちょっと聞き忘れたのですけれども、敷地内にある車両、そのいわゆる重要度、私は素人ですから、鉄道オタクでもありませんからわかりませんが、屋外展示している車両には、相当傷みが激しい車両もありますから、その程度によって修理の必要度合いごとに A B C のランク付けをして、取捨選択をすることが要すると思うのです。そういう意味で、展示車両の調査みたいなものをおやりになっているのかどうかをお聞きしたいのです。

（教育）総合博物館主幹

今おっしゃったことなのですが、資料そのものの重要度という点でいきますと、すべて大事だと考えています。ただ、実際の作業としては、損傷度によっての A B C のランク分けはしております。今回、予算化させていただいたものについては、損傷度の A ランク、要するに一番損傷度がきついものを選んでやっておりますが、当館では車両 50 両を貯蔵しておりますが、その 50 両については、すべて A B C ランクに符号しまして、A ランクについては平成 25 年度をめどに何とか手を入れていきたいというふうに考えています。

山口委員

ランク分けをされたというのですよね。D ランクの車両はどのくらいあるのですか。

（教育）総合博物館主幹

D ランクは、要するにほぼ手を入れなくてもよいというふうに考えていますのは、5 両です。

山口委員

手を入れなくていいというのは、もうほうっておくという車両ですか。全く完ぺきにいいという車両ですか。

（「そういう意味です」と呼ぶ者あり）

A というのは、非常にいわゆる緊急度が高いということですね。

（「はい」と呼ぶ者あり）

A は何両ぐらいあるのですか。

（教育）総合博物館主幹

A にしていますものは全部で 7 両ございます。

山口委員

A というのは、ペンキを塗るだけでは済まないという車両ですね。

（教育）総合博物館主幹

そうです。板金なり、パテでの補修なり、そういった修復が必要なものです。

山口委員

いずれにしても、全部直すつもりなのですか。入れ替える予定とか、入れ替えるという難しいかもしれませんが、その辺はどうですか。

（教育）総合博物館長

委員も御存じのとおり、野外展示がほとんどでございます。そんなことで、昨年 7 月に私どもは総合博物館としてこのコレクションを引き受けたわけでございますけれども、1 年間、正確には昨シーズン、夏場シーズンをかけて診断させていただきました。その結果が今、主幹から答弁させていただいた数値なのでございます。しかしながら、状況がよくても、今いいだけで、数年後の保証はありませんので、毎年やっていく必要があります。ただ、業務の内容としましては、本当にボランティアの方々が日曜大工的にできるレベルのものと、それから板金作業を伴う、本当に高度な技術を要するものとございますので、そういうその振り分けは今 A B C でやっている。A ランクにかけているのは、板金を伴う非常に大がかりなものの補修を意味しております。そういった意味で、毎年ボランティアの方々、N P O 法人の方々にやっていただける、その力量でやっていただける車両と、プロの集団に入ってください車両と、それをうまく使い分けながら、A ランクしかやらないということではなくて、B も C も手がけながら、何とかコンディションのいい状況をつくり上げていきたいというふうに、これからの計画で考えております。

山口委員

私は、作業については、今そういう人材がいらっしゃらないかわからないけれども、J R というのは工場を持っていますから、何でもありなのです。溶接もできるし、板金だってできるわけです。できればそういう人にどんどん入っていただいて、私はそういう熱意のある方にぜひやっていただくようなことも含めて、これからお金がないわけですから、何でも業者にやらしてもらえばいいというわけではないのです。だから、それはどんどんやっていただくように、決めないでやっていただくようにしたいと思います。そうすると、そういう人方はセールスマンになるから、「私はこれを直したのだ」、「いらっしゃい」とやりますから、そういう連携が私は必要だと思います。だから、あまり線引きをしないでやっていただきたい。この件は一応これで終わります。

健康保持としてのプールの位置づけについて

最後に市営室内水泳プールのことについてお聞きます。

新総合計画で、いわゆる市営室内水泳プールの位置づけをされるというふうになっていましたよね。今は総合計画審議会が始まっておりますけれども、私は委員にもなっておりますけれども、私の部会ではその話はないのです。それで今どんな論議になっているか、教えてください。

（総務）企画政策室笠原主幹

総合計画上のプールの議論ということかと思っておりますけれども、山口委員に所属していただいた分科会の中では、この問題というのは出てきてございません。審議会の中で五つの分科会を設けまして、生涯学習の関係とか、そういうような中での議論という形では進めておりますけれども、このプールそのものをどうするかというような形の分科会の中での議論そのものはされてございません。市の考えた基本構想の原案の中では、スポーツ・レクリエーション施設、そういうものを整備していくという基本構想の原案をつくってございますので、そういう基本構想での議論はしておりますけれども、このプールのみという形では議論はされてございません。

山口委員

以前にも私は申し上げたことがあると思うのですが、総合計画というのは今後 10 年のスパンです。それで

プール利用についてのニーズは、どうもスポーツ・レクリエーションよりもどちらかというと健康保持です。だから、小樽市役所で言うと医療保険部の担当になるのかと。生涯スポーツではないのではないのかというふうにずっと思っていましたけれども、そのほうが逆に行政目的としてはあるのではないかと。医療費削減が急務ですから、そういう意味でも健康保持をしていただいて、それである意味では医療費を削減していくということも大事です。

もう一つは、やはり市立病院の新築があります。そことリンクをして、これは検査をするわけですから、病院の収入にもなるわけですから、個々人の健康管理を例えばプールなんかでいろいろな運動をしていただくのにも、一人一人に合ったメニューというのが必要ですから、そういう形で健康管理をやっていただければ、私は一挙両得ではないかと思ったのですけれども、そういう意味での位置づけが、ある意味では総合計画の中では必要なのではないかと思ったのですけれども、相変わらずどうも生涯スポーツのほうになっている。スポーツ・レクリエーションのほうになっているというのは、ちょっと奇異な感じですが、その辺の認識については、市のほうとしてはどういうふうにお考えになっているのですか。

（総務）企画政策室笠原主幹

プールの関係につきましては、この間、新総合計画の中で、その位置づけについて議論をしていきたいという話をこれまでもさせていただいたかと思えます。確かに山口委員がおっしゃるように、水泳と申しますが、プール自体の使われ方を含めまして、競技ですとか、健康維持ですとか、リハビリですとか、さまざまな部分ということで、目的を持ってプールを利用されているということであろうと思えます。これまで社会教育施設という形での位置づけということになっておりましたけれども、決して例えば今後そういう議論をしていった中で、スポーツ施設であるからそれ以外の利用はできないかという、決してそれはないと思えますし、今おっしゃられた医療の面等も含めて、一定の効果等も考えられるのであれば、そういう部分というのは両方も含めて検討していくというのは考えられることというふうには思っております。いずれにいたしましても、今、山口委員がおっしゃられたような意見は、私どもの今後の議論の中で、参考という形で承りたいというふうには思っています。

山口委員

以前、市営室内水泳プールは、国際ホテルのところにありましたけれども、あのプールの利用実態、どういう形の利用が多かったのかということは、データか何かをとっているのであれば、報告をしていただきたいと思います。

（教育）生涯スポーツ課長

市営室内水泳プールの利用が最後になった平成19年以前からも含めてですが、大体5万人から4万人という利用者でございます。その中では、利用実態については、今お話のような高齢者という範囲で言いますと、高齢者の方については、大体16パーセントから17パーセントぐらいの利用者だったと思えます。あとは一般の方ということで、それが大体45パーセントぐらい。これについては、一般の方といいましても、やはり中高年の方が多いと、実態としてはそういう形で理解しております。あと、小中学生が35パーセントぐらい、そういうような利用状況でございます。

山口委員

要するに、なかなかプールといっても、財政状況が困難ですから、5億円というようなお金だというように前に聞きましたけれども、簡単にはいかないです。私は病院のほうが先にできると思うのです。それもちょっと怪しいところがありますけれども、つくってもらわないと困ります。そうすると、今の建設予定地だとすると、ウイングベイ小樽のところですから、あそこにはコナミスポーツクラブ小樽がプールを持っていますし、温泉もあります。私はあそこを利用している人も若干知っているのですけれども、もうほとんどやはり健康保持の目的やりハビリテーションで行っていらっしゃる方が結構いらっしゃるのです。そういう部分と予防医療とがやはり連携していくということは、病院にとっても大事だと思うのです。そういうことも含めて、プール利用とやはり組み合わせて考えていただきたいと思います。今は、市営プールではないのですけれども、あれが市営プールとして、コナミがおやめにな

って市がやるというようなこともあるかも知れませんが、いずれにしても、そういうことも含めて病院経営から見ても、お考えになっているというようなことはありませんか。

（総務）企画政策室笠原主幹

今、最後に病院経営の関係というようなお話もございましたけれども、現在、総合計画審議会の中でもこういう部分、基本構想の部分、御議論をいただいていることもございますので、私どもとしてはそういう動きも踏まえて、そのような部分で整理していく形になるというふうには思いますけれども、今の時点で病院の位置づけとか、そういう部分でこれは今できるのかというようなことは、現時点では答弁できないと思います。

山口委員

私はすごく重要だと思うのです。検査でお金が入りますから。毎月 1 回検査をしてもらって、数値が改善されたかどうかということですから、そういうことをやっていただかないと、何の意味もないわけです。ただ、健康目的のために、プールでただ歩けばいいということではないわけです。だから、そういうことはやはりきちんと位置づけられたほうが私はいいと思います。そういう議論を、どこでされるのかはわかりませんが、ぜひともやっていただきたいと思いますけれども、その辺、総務部長、どうですか。

総務部長

今いただいた御意見を含めて、健康維持とか医療の面とかさまざまな面が当然あると思います。今、「おたる健康総合大学」というのは、御存じのようにずっと進めていますけれども、その中でそういった動きというのはずっとこれまで進めてきているわけです。ですから、当然、プールの建設にかかわって、今、山口委員が言われたいろいろな視点というのは、この秋から、新総合計画の基本計画、具体的計画として始まりますので、そういう協議も当然されるでしょうし、そういう御意見がいっぱい出てくるでしょうから、そういうものを踏まえてこのプールをどう位置づけるのかというのが、総合計画上の論議になるのかというふうには思います。

委員長

民主党・市民連合の質疑を終結し、平成会に移します。

成田（祐）委員

まず、質問の前に、昨日、おとといと榎本武揚にかかわるイベントに協賛していただき、市長、副市長をはじめ産業港湾部、教育委員会、その他関係理事者の皆さん、大変御苦労さまでした。ありがとうございます。特に、初年度のイベントということもあったわりにはずいぶん人もたくさん出て、影響があったのではないかと思います。昨日の懇親会の会場では、観光振興室長も小樽市ももっと力を入れていくという発言をされていたので、予算になるのか、どういうふうになるのかわからないですけれども、ぜひまた御協力を願えればと思います。

市立病院の経営について

それでは、質問のほうに移りたいと思います。

市立病院について、1 点だけお伺いしたいと思います。

代表質問、一般質問の両方において、病院経営の有識者にアドバイスをもらうというふうには答弁をされていたと思うのですが、これは一体どなたにアドバイスをいただく予定なのか、若しくはもうアドバイスをいただいているのであれば、そういった内容ももしできれば差し支えない範囲で教えていただきたかったのですが、お願いします。

（樽病）総務課長

アドバイスの件についてですが、現在、北海道大学大学院の医療システム学分野における權威で、地域医療政策、また病院経営を専門とする先生にアドバイスをいただいております。

アドバイスの内容につきましては、市立病院改革プラン策定のアドバイスをもらうのはもちろんのこと、これに向けた経営改善についても、当院の実態の把握、また改善の手法についてアドバイスをいただいております。

成田（祐）委員

続いてガイドラインについて伺っていきたいのですが、公立病院改革ガイドラインでは、経常収支比率、職員給与比率、病床利用率の三つに関して、数値の目標の設定が流されていますが、これを公表できるのは、やはりこれも9月の総務省に提出する前あたりになるのでしょうか。

（樽病）総務課長

公表の時期についてですが、現在、改革プランの策定に取り組んでいるところでありまして、9月の素案策定までの間に決めていきたいと思っております。

また、この経常収支比率のほかは、3点の視点の一つであります経営の効率化の中で求められておりますので、その中において素案の中で示していきたいというふうに思っております。

成田（祐）委員

答弁でも全部適用のままを進めるというふうに伺いましたが、特に2番目の職員給与比率というのを、全部適用のまま踏み込むことができるのかという部分が非常に気になるのですが、どのようにお考えですか。

（樽病）事務局主幹

職員給与比率ということでございますが、職員給与比率は、医業収益に占める職員給与費の割合ということになりますので、単純に人件費を削るということだけではなく、分母となる医業収益が伸びますと、仮に同じ職員給与費であったとしても、職員給与比率は下がるということになります。全部適用の導入に伴い、新たに管理者を設置することとなりますが、管理者には市長から人事権等の広範囲な権限が移譲されるということになります。これによりまして、人員配置を含め、診療報酬改定の迅速な対応など、より医療現場の実情に即した経営が可能となるものと考えておりますので、結果的にこのことが職員給与比率の改善につながっていくものと考えております。

なお、人件費の削減ということにつきましては、全部適用の導入に合わせて、国家公務員の医療職俸給表（二）、（三）に準拠した給料表を導入する方向で検討を進めているところでございます。

成田（祐）委員

今の答弁を伺うと、職員給与比率を総体的に下げるということは、要はその収支を上げなければいけないということですね。そうしたら、現在、職員給与比率60パーセント前後です。それを考えると、民間並みの50パーセント以下にするという考えの方針や、全体の業務を2割増しにしなければいけないということですよ。そのような認識でおられるということでもいいですか。

（樽病）事務局次長

私どもは昨年11月に示しました資金収支計画によって一定のソートをしておりますが、今、資金収支計画のとおり、平成20年度で言えば、20年度予算で医業収益が確保されれば、職員給与の期末・勤勉手当のカットもしておりますので、大体51.5パーセント、来年になりましてその程度の数値になりますので、まず今のところは、本来の姿ではございませんが、職員給与のカットによってその数値はかなりいいところまでいっているとは思いますが。

成田（祐）委員

次に、もしこのまま全部適用を進めるのであれば、現在のところ、全部適用を導入している病院が全国に250か所近くありますが、その中でもよい例として参考にしているような病院というのはありますか。

（樽病）事務局主幹

特にこの病院を参考としているというようなことはございませんけれども、基本的には管理者の選任や経営改善の具体的な手法など、鹿児島市と埼玉県、それと川崎市において、全部適用で成功しました病院事業管理者の武氏、この方の考え方につきましては、参考になるというふうに考えております。

成田（祐）委員

武氏というと、看護師副院長制度の本を書かれたり、いろいろ取り組まれていると思うのですが、鹿児島市と埼

玉島の 2 か所ぐらいというふうに思います。実際そういった鹿児島市や埼玉県の病院の視察というのは済んでいますか。

（樽病）事務局主幹

特に視察ということでは行っておりません。

成田（祐）委員

この部分、どうしてもやはり現場を見てその実態、職員の意識改革であるとか、そういった部分も含めて、ここには私はお金を費やさなければいけない部分だと思うので、もし可能であるのなら、ぜひ視察に行っていたきたいというふうに考えております。

次に移ります。

6 月 6 日に総務省から通知された病院に関する財政支援措置に関してなのですが、病床数が実質的に削減された場合、削減を行った年度を初年度として 5 年間の病床数について、削減を行う前の病床数を有するとみなして、普通交付税措置がされる。例えば、200床が削減されれば、それ掛ける 50 万円で 1 億円、これが 5 年間交付されるというふうになりますが、こういった措置がされるということ踏まえて、病床削減の意向というのはないのだろうか。また、前回の計画でも 468 床という話がありましたが、またそれよりもこういった措置ができたことに関して、またさらにもうちょっと削減しようというような意向はないのか、お伺いしたいと思います。

（樽病）総務課長

今の病床削減の意向についてであります。現在の入院患者数等を考慮いたしますと、病床の削減は行っていかなければならないものと考えております。

また、今取り組んでおります改革プランの策定においても、許可病床に対する病床利用率の関係が 70 パーセントを維持しなければならないといったことや、改革プランを策定する中で、市立病院における役割等も決まってくることから、これに伴い、病床数の削減等について、規模も含めて検討していきたいというふうに考えております。

成田（祐）委員

具体的に、468 床という数字から下がるとかという部分に関しては、まだ触れられないという感じですか。

（樽病）事務局長

新病院の病床数ということだと思いますけれども、今の改革プランは、御承知のとおり、現在の病院ということで、現在の運用病床が 482 床です。今年度の予算の入院患者数等を見ていきますと、80 パーセントを超えた利用率になります。現在の基本構想は 468 床ということで最終的になっていますけれども、それより若干少ない病床数ですけれども、新病院につきましては、いずれにしましても、今、改革プランの中で、連携のネットワーク化の中で診療科それぞれ、あるいはその中で病床数等も想定され、見直しがあると思いますので、それを踏まえてどうなのかというところで再度検討していくことになると思います。

成田（祐）委員

当然、他の病院とのかかわり合いも含めてのことを考えなければいけないと思うので、再編・ネットワーク化協議会の部分で、人口動態も踏まえて、人口が減れば、当然、市立病院を使う人も減るかもしれないけれども、それは民間病院にも同じことが言えるので、逆にその部分で、民間病院も減った部分で民間のほうにあきが出るわけです。そういったことも踏まえて、長い目で見た病床数の設定をしていただきたいというふうに思います。

次に移りまして、同じく 6 月 6 日に発表された公立病院特例債の取扱いについて通知されたと思うのですが、この通知に基づいて、小樽市の場合の公立病院特例債の発行可能額は幾らぐらいと試算しているのでしょうか。

また、それによって早期健全化団体を脱することができるのかどうか、御見解をお願いします。

（樽病）事務局次長

公立病院特例債の発行可能額ということですが、先日発表された中での考え方としては、まず、基本と

しては、平成19年度末の不良債務の額から、15年度末の不良債務の額を引く。単純に言いますと、小樽市の場合、15年度末、形式上は不良債務がございませんので、19年度末の37億8,500万円が対象になると思いますが、それに対して控除するもの、それから加算するものという考え方がありまして、小樽市のように会計処理の方法を変えたことによる額というのは、控除するということで、37億8,500万円をそのまま認めることはできないということで、追加するものとして、16年度から19年度までの間に、一般会計が交付税措置を上回って負担した額のうちの一部、それと病院会計が不良債務解消のために努力した額、こういうものを追加することができまして、その金額については、その算式が示されているわけではございませんので、これから北海道を通じて総務省と協議をしながら額を決めていくということで、今ここで幾らという見込み額を申し上げることはできません。したがって、早期健全化団体になるかどうかということも、これは額によりますので、今申し上げるわけにはいかないということです。

成田（祐）委員

平成16年度から19年度までの一般会計の繰入れと、あとは努力した部分、職員給与のカットという部分がありましたが、その判断がこれから出るということは、逆に言いかえると、その判断次第では、特例債発行の見込みが全くなくなるという可能性もあるのですが、それに関してはどう思いますか。

（樽病）事務局次長

私どもが今まで北海道なり総務省と話をしている中では、全くゼロということはないと思います。というのは、一つには平成19年度に不良債務解消のために3億6,300万円というものは入れておりますので、それぐらいは最低でも認められるだろう。それから、私どもが一般会計も含めてですが、職員給与のカットを全国に先駆けてずいぶん努力しておりますので、このうちのどこまで認められるか、それは額にもよりますけれども、一定程度は認められる、そういう感触は持っております。

成田（祐）委員

私も特例債が発行されなければいいとは全く思っていない、むしろないと本当に困るとは思うのですが、やはり実態に合わせて、もしもということもなきにしもあらずと、やはり常にいろいろな手法を考えながら改善をさせていただければというふうに思います。

あと2点ほどなのですが、総務省が、病院事業の経営実績が計画書に適合しないとき、若しくは計画書に著しく違反すると認めるときには、特別交付税措置を行わないとしているのですが、つまり病院の失敗ということが逆に特例債を認めなかったり、そういった部分に関してかかってきて、早期健全化団体になるというふうな心配はないのでしょうか。

（樽病）事務局次長

総務省は、今、特例債を申請したときの収支がそのとおりになるかどうかによって、それに対する交付税措置、利息の一部ですが、それについては、実効性のない計画をつくったところには、ペナルティとしてその時点で打ち切ると言うことを言っております。ただ、今、成田祐樹委員がおっしゃるように、早期健全化団体と特例債の実効性があるなしとは、全く別な問題でございまして、早期健全化団体になるかならないかというのは、オール小樽の会計の中の赤字がどうか、それから公債費比率、その他の比率もございまして、そういう中で判断されることだと思っております。

成田（祐）委員

公立病院改革ガイドラインにおいては、単年度資金収支の均衡を図るとともに、公立病院特例債の償還の財源確保ができる病院事業会計が求められているのですが、それについて、仮に特例債が起債できたとしても、実際、病院事業会計の黒字の部分だけで償還するのは難しいのではないかと思うのですが、それに関して大体どのぐらいの黒字が必要になるのかということをお聞かせ願えますか。

（樽病）事務局次長

今、特例債を借り入れるか借り入れないかは別にして、私どもは平成23年度までに一般会計から繰入れをいただきながら、病院事業もなるべく交付税措置の範囲内で赤字を減らすようにしながら解消する、不良債務の解消計画をつくっております。ですから、その計画がそのとおり実行できれば、今、委員が言う、特例債を幾ら借り入れるかによりますけれども、特例債の償還はできる、そういうふうに考えております。

成田（祐）委員

これは、でも病院事業会計単体で考えて、一般会計からの繰入れをせずというふうではないのですよね。

（樽病）事務局次長

今、私どもが抱えている37億8,500万円という不良債務は非常に多額でございまして、これを10年、20年かけて返すわけにはいきません。起債を借りるためには、平成19年度からの5か年、23年度までに返さなければなりませんので、これを一気に病院事業会計だけの黒字で返すことは無理でございまして、今、一般会計も昨年度に見直していただきましたが、一定程度の繰入れをいただきながらこれをやるということとございまして、一般会計と病院がこれから改革プランの中で繰入れのルール決めますが、その中ではこの不良債務解消についても位置づけていく必要があると思います。

成田（祐）委員

その繰入れの方法も含めて、かなりつぎ込むということを考えるぐらいであれば、やはりそれこそ不良債務だけこちらで処理して、病院そのものを手渡すという方法もやはり一つの選択肢として私は考えていかなければいけないかと思うので。

（「処理できないでしょう。それができれば、楽でしょうがないぞ」と呼ぶ者あり）

そのぐらい含めて切り離せる方法、切り離すと言ったら言い方がちょっと悪いのですが、もっといろいろな方法を考えていただければと思います。

病院に関しては、これで終わりにします。

名刺のデザインについて

1点だけ名刺のことを質問しようと思ったのですが、私も若干リサーチ不足だったので、提案という形だけでお話しさせていただきたいと思います。

4月に長崎県佐世保市にお伺いしたときに、佐世保市の職員の方が非常にさまざまな名刺を持っておられたのです。その部分で、小樽の場合ですと、例えば景観の部分、運河であるとか、そういった景色だけの名刺というのが多いと思うのですが、佐世保市の職員には、アンパンマンをかいているやなせたかし氏がかいた「バーガーボーイ」という佐世保バーガーのキャラクターを名刺に印刷している職員の方がいたり、又はハウステンボスの画像を名刺にしている職員がいたり、さまざまな名刺があったのです。その名刺を集めるだけで、「ああ、佐世保ってこんなまちなのだ」とだんだんわかってくるのです。小樽でも同じことができないのかと思ひまして、同じ名刺を配るのであれば、そういった風景のものだけではなくて、例えば水道局の場合は、ペットボトルの「小樽の水」と、あと奥沢水源地といったような、ああいった画像を載せて、小樽の水はおいしいのだということをもっとアピールできるのと同時に、例えば産業港湾部では、小樽の名産品、ホッケでもいいし、それこそ市長が先日「じゃらん」で出ていたようにシャコをPRするであるとか、そういったものにかかわるキャラクターをつくってアピールしてもいいと思うのです。「まりもっこり」とかあの辺までいってしまうと、ちょっとどうかと思うのですが、そういったデザインも含めて職員の中から公募して、うまくいったらそこでキャラクター版権をとって、もしかして売れたらなんてことまではいかないかもしれないですけども、いろいろな形でのアピールがあると思うので、特に市長や副市長は配る名刺の枚数も多いと思うので、そういったものでたくさんいろいろな商品を載せるとともに、今回の榎本武揚のひげの写真も、あの格好を名刺に載せるというのもありだと思うので、そういった部分も含めて新

しいPR方法、お金をかけずにできるPR方法を考えていただきたいと思います。

委員長

平成会の質疑を終結し、この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後 2 時46分

再開 午後 3 時05分

委員長

休憩前に引き続き、会議を再開し、質疑を続行いたします。

共産党。

北野委員

病院事業会計の資金収支計画について

病院事業会計の資金収支計画について尋ねます。

最初に、患者数について、平成20年度予算での1日平均入院患者数並びに外来患者数、4月、5月の入院、外来の実績を予算書の平均に照らして、それぞれの人数は幾らか、お答えください。

（樽病）総務課長

ただいまの数値についてですが、平成20年度予算では、1日平均入院患者数を391名、1日平均外来患者数を840名と見込んでおります。この中で、4月の実績においてですが、入院では383名、予算書に比較いたしますとマイナス8名です。外来におきましては816名、予算書に比較しますと24名の減です。5月の実績については、入院で377名、予算書に比較いたしますと14名の減。外来につきましては833名となりまして、予算書に比較いたしますと7名の減となっております。

北野委員

それぞれ減ということですが、4月と5月の医業収益の目標に対して、実績は両病院合わせてそれぞれどうなるか、その場合の落ち込みは幾らか、4月、5月についてお答えください。

（樽病）総務課長

医業収益についての目標と実績についてであります。4月の医業収益、実績につきましては6億8,869万円となりまして、目標7億1,031万2,000円に対しまして2,162万2,000円ほど減となっております。5月の目標と実績についてですが、5月は速報値ではありますが、目標が7億1,383万4,000円に対しまして実績6億7,900万円となりまして、3,483万4,000円ほど目標を下回っている格好になっております。

北野委員

そうすると、落ち込みは後でやりますが、昨年11月の市立病院調査特別委員会で理事者は、病院の上半期は下半期に比べて患者数が多いと議会で説明していたはずなのです。これを前提に考えれば、均等割で4月から3月までを入院でもあるいは医業収益でも、そういう数値を置くと、本当は現実に合わないのではないかというふうに思うのですが、どうしてこういう目標にしたのかということを最初に説明してください。

（樽病）事務局次長

今、市立小樽病院事務局総務課長が答えた目標値でございますが、この数値は1日平均患者数、それと目標の単価、それと診療日数を掛けて算出しておりますので、月によって診療日数は変わりますが、基本的にはフラットな感じになっております。ただ、目標値を月別にどうこうという話ですが、ここ数年の傾向でいきますと、特別、何月が多い、何月が少ないというのはございません。というのは、医師の数も変化しております。診療科ごとにも変

化しておりますので、特別な傾向をつかめない中では、平均に診療日数で割り出す、これしかないということでございます。

北野委員

そうすれば昨年11月の説明は、3億6,000万円も上半期だけで計画より下回った。それを少し楽に見せるための答弁だったとしか考えられない。ちょっとうなずけない答弁だったということは指摘しておきます。

次に、今お答えいただいた4月、5月でそれぞれ落ち込んでいるわけで、これで足せば5,645万6,000円というふうになるわけですが、これに単純に2か月だから6か月を掛ければ、医業収益はこのままでいったら3億3,874万円の減というふうになる。これに医師2人が予算編成時にやめることを想定していなかったことで、あなた方は2億円の減だというふうに繰り返し説明している。合わせれば5億3,800万円落ち込むということになるのですが、その数字でいいですか。

（樽病）事務局次長

確かに、今、北野委員がおっしゃるとおり、平均してならした数字からいきますと、この4月、5月の影響というのは大きくて、3億3,000万円という数字が出てくるわけですが、平成19年の4月、5月と今年の4月、5月の実績を比べますと、4月、5月を合わせて、昨年は13億7,700万円、今年は13億6,800万円ということで、900万円の落ち込みでございます。この傾向が去年と今年が同じとは言いませんが、そういうふうに計算すると、今、北野委員がおっしゃるような数字まではいかないのかもしれませんが、確かに医師が減る中で、医業収益の確保というのは大変難しいものがございます。

それで、先日も答弁しましたが、後任の医師も、常勤が無理であれば、派遣で外来を診ていただくとか、市民の方に医療を継続して提供するためにも必要ですから、それについては院長をはじめ、これからも大学医局、その他の方法も使って最大限努力してまいります。

また、結果的には収支ということが大切でございますから、収入が減った分はどのようなところでカバーができるのか、そういうところについても、今、院内で検討を始めておりますので、何とか収支のほうで影響を少なくするように、これからも努力してまいります。

北野委員

関係者が必死に努力するという事は評価しますから、ぜひそうしていただきたいのですが、客観的にいくら皆さん方が努力されても、条件があるわけですから、900万円の落ち込みだと言うけれども、これは単純に掛ければ6,000万円くらいの落ち込みになるのですね。

ところで、今年度の病院の不良債務負担分は5億3,700万円です。それで、病院の責任分は解消不可能ではないですか。いかがですか。

（樽病）事務局次長

確かに、医業収益が落ち込むことが予想される中で、この不良債務解消を計画どおりするのは大変難しいことでございますが、先日も答弁しましたが、平成19年度の不良債務は、昨年11月に示した計画より、1億7,000万円改善しております。それで、5年間の中で浮き沈みはあるのかもしれませんが、何とか今は平成23年度に不良債務を解消する、その計画に向かって地道な努力を続けていきたいと思っております。

北野委員

決意はいいのですけれども、現実はどうなっていないから心配で聞いているのです。だから、例えばあなた方は昨年と比べて4月、5月の実績は900万円の減だと。しかし、今年の目標に対しては、これは5,600万円余り落ち込んでいるわけです。だから、去年と比べていいとか言ったって、今年度の計画に対してどうかということと比較するのが筋ですから。そうすると、私の心配のほうはやはり客観性があるのではないかというふうに思うのです。ですから、これから努力するという事はやっていただかなければならないし、そのことの成果を期待するので

けれども、今年の病院の不良債務負担分である 5 億 3,700 万円は用意できないでしょう。確保できるのですか。

（樽病）事務局長

今、次長が答弁しましたように、いろいろ努力はしていきます。ただ、委員も御承知でしょうけれども、昨年までに例えば病棟の再編とか、委託化とか、それから給与カット、確かに即収支に影響するものというのは結構やり尽くしてきている感がありますので、確かに今医師の減というのが一番決定的な要因でして、先ほど次長も答弁しましたけれども、基本的には今 1 人の医師が抜けるというのはもう予定されていますけれども、その分については極力まず補っていただきたいたいということで動いていますので、まずそこで収益がどこまで確保できるのかというのが一つあると思います。

あとは、ちょっと話が長くなりますけれども、先ほど言いました即収支改善につながるような部分は結構手をつけてきているということから、やはり患者数が減ることによって、いろいろなところの変動が出てきていますので、今、そういう中で各業務実績等の分析をしながら、医師に頑張れ頑張れと言うのは無理な面もありますので、どういところが診療の障害になっているか、これをやれば医師のほうの診療がスムーズにいくかということを細かく分析して、何とか収益は確保していきたいと考えていますし、一方、経費についても、これはなかなか難しい面もありますけれども、事務局は事務局で各目標値等を定めて、何とかこの目標を達成していきたいと考えております。

北野委員

いや、決意はいいのです。しかし、4 月、5 月の実績がもう出ているわけだから、これをあなた方が目標値を簡単に均等で分けているから、私も均等に分けて計算したら、医業収益の落ち込みが 3 億 3,800 万円なのです。そうすると 2 億円と言われる医師不足による分も足せば、医業収益の計画よりも、落ち込みが 5 億 3,700 万円になる。そうすると、病院の不良債務解消の負担分、5 億 3,700 万円が確保されないのではないかと心配しているのです。このことについてはどうしてお答えにならないのですか。

しかも小樽病院事務局長が言われるように、確かに去年必死になっているいろいろな収支改善に努力された。それをそのまま折り込んで今年度の予算になっているのです。医師不足を別にすればですよ。そうすると、一体どこで努力するのかということは、だれが聞いていても疑問を持つのです。

だから、私も聞きたいのは、不良債務解消の病院の負担分 5 億 3,700 万円はどうなるのか。努力するというだけでは答弁にならないから。そこは逃げないでお答えいただきたい。

（樽病）事務局長

確かに 2 か月の収益で見ていると、そうなります。先ほど次長が、1 年間のその傾向というのはなかなかつかめないで、1 日平均という数値を示したということでしたけれども、例えば昨年 5 月であれば、両病院を合わせましたら 368 人の入院患者がおりましたけれども、平均値としては 388 人ということで、5 月はどうしてもゴールデンウィーク等を挟みますので、外来は単価は別ですけども、入院のほうはどうしても日数はあるのですけれども落ちるという傾向があります。そういう意味で、4 月、5 月分のぶれがそのまま通年でいくのかということころは、ちょっと推移を見ていかなければならないということと、当然、ただ、楽観視は全くしておりませんので、先ほど答弁をしましたような、これは院長ともどういうところがどう減って診療が、収益が落ちているのかというのを分析していますので、それを改善に結びつけていくことで、まずこの分を圧縮していきたいし、圧縮できなかった分については、やはり経費の節減ということで考えていかざるを得ない。そういう中では、確かに委員がおっしゃるように、今年度の 5 億 3,700 万円がきちんと解消できるのか、それが先ほど次長が答弁しましたように、平成 23 年度までのスパンで考えなければならないということころは、結果としては出てくる可能性はあると考えてございます。

北野委員

よく考えないとわからない答弁を繰り返すのです。それは、最終的には平成 23 年度までであるから、今年度できな

かった分は後年度にオンされるわけですから、後年度の負担はより重くなるのです。そうすると、今でさえこういう状況の中で、返せない不良債務の額がオンされていって負担が重くなった21年度以降、返せるのかといえば、なお一層困難だということは、だれが考えてもわかる道理です。だから心配して、私は今年度どうなるのですかと聞いているのです。

しかし、答弁をする場合、きちんと考えて答弁をしていると思うけれども、ゴールデンウィークのことを言われたけれども、ゴールデンウィークは去年だってあったのです。今年だけゴールデンウィークがあったような話にはならないのだから。こちらも心配で聞いているわけですから、もう少しかみ合って、きちんとわかるように答弁をしていただきたいというふうに思うのです。

どちらにしても、今年度の不良債務解消の病院負担分は無理だということだけははっきりしたということです。これをどうするかというのは、また議論をしなければならない問題です。

次に、公立病院特例債の問題について伺いますが、昨年11月の市立病院調査特別委員会だったか、あれ以降の公立病院特例債について、市長をはじめ理事者の話、あるいは議員の皆さんの質問を聞いていると、何か特例債が適用になれば、病院の収支が改善するかのように受け取れる、あるいはそういう認識の下で質問しているのかというのうかがえるので、しかし実際に病院の当局者に聞いてみれば、そんな甘いものでないという答えも返ってくるものですから、ここで改めて特例債が適用になればどうなるのかを説明していただきたいと思います。

その二つ目の説明で、市長が議会の答弁で5億円、できれば7億円適用になれば、何とか一息つけるような話を前にしていたことがありましたから、だから3億円適用の場合、5億円適用の場合、7億円適用の場合、先ほど額は言えないと言ったけれども、私は仮定で聞いているから。だから、こういうふうに3億円、5億円、7億円適用になった場合、単年度収支、不良債務解消分、財政健全化法の連結実質赤字比率、それぞれについてどういう影響があるのか、説明してください。

（樽病）事務局次長

まず、公立病院特例債がどういうものかということでございますが、今回創設された公立病院特例債につきましては、今抱えている不良債務を特例債という長期の起債に振り替えるものでございまして、この長期の起債の償還に当たって、利子の一定部分は交付税措置をするということですが、元金を交付税措置されるわけではございませんので、借金の形になるか、赤字として銀行などから一時借入れをするか、この違いでございまして、赤字がチャラになるというわけではございません。そういう意味では、病院の収支においては、今の不良債務の解消後、一般会計から繰入れをいただきながら返しているわけですから、この特例債の返済についても、一般会計から償還に対して繰入れをいただきながら返すほかはないということで、病院の収支に直接的に影響がある、又は不良債務がなくなる、そういうことはないということはおわかっていただきたいと思います。

何が一番違うかということ、新しくできた地方財政健全化法の連結実質赤字比率をカウントするときに、この公立病院特例債の残高は赤字としてカウントされません。不良債務が変わったものですが、これは地方財政健全化法的にはこれを赤字とカウントしませんということが決まっておりますので、そういう健全化比率を押し下げる効果があるわけでございまして、先ほど北野委員から3億円、5億円、7億円ということでございましたので、例えば3億円の特例債を入れると、小樽市の標準財政規模はほぼ300億円強でございますので、3億円ですと1パーセント、健全化比率を1ポイント下げることがあるだろう、5億円ですと1.7ポイント下げる、7億円ですと2.3ポイント下げる効果があるだろう、そういうことであると思います。

北野委員

最初の質問で聞かなかったのだけれども、平成19年度、病院の不良債務解消分は変更して3,300万円、当初の10分の1以下にしたのですけれども、それはクリアしていると思うのだけれども、それを上回って一般会計から持ち出す計画分はそのとおりもらったと思うのです。それを超えて、3,300万円を超えて病院で用意した分は、最終的に

幾らになるのか。19年度の不良債務解消に病院が確保した額です。

（樽病）事務局次長

平成18年度の不良債務が43億2,000万円ありまして、19年度末の不良債務の額は37億8,500万円程度になると見込んでおります。ということは、不良債務を5億3,500万円解消したことになりまして、一般会計から3億6,300万円いただいておりますので、その差額の1億7,000万円程度を解消したということになります。

北野委員

そうすると、計画変更した3,300万円を上回って、病院で用意したのは1億7,000万円、不良債務解消に持ち出したということですね。それで、特例債が認められた場合、長期債務と言うのだけれども、返済の期間は何年とされていますか。

（樽病）事務局次長

先日示された公立病院改革ガイドライン又はその後に出されました通知では、特例債の償還はおおむね7年以内をめどとするとされておりまして。ただ、小樽市においては、今、平成19年度から23年度までの5年間で不良債務を解消するという計画を進めておりますので、今のところ北海道と協議をしている中では、特例債も7年ではなくて23年度までに返せるような方法を検討していかなければならないという話をしております。

北野委員

そうしたら、長期債務なんていうのではないのでしょうか。もうその年度に返せというのだったら、全額ですよ。今年度、37億円全額を貸してくれるのなら、二年は一息つけるのかもわからないけれども、そんなけちなやり方をされたら、特例債が適用になって何とかなるだろうと思う期待なんかは吹っ飛んでしまう。こういうのが特例債だということは、今、理事者から聞いて改めて認識を新たにしたところであります。

ところで、6月19日の当委員会、中島委員への答弁で、小樽病院事務局次長は、現病院の医療機器の起債も不良債務の平成23年度までの解消が進んでいるか問われる、また現病院の経営実態も検討され、新病院の起債が返済可能かという趣旨の答弁をされているのですけれども、これまで説明してきた単年度黒字、不良債務解消の各年度の保証がなければ、現病院と新病院の新たな起債は認められないということとの違いはあるのか。

（樽病）事務局次長

これまでも答弁しておりますし、先日も中島委員へ私が答弁したことは、これまでの答弁と変わっておりません。平成19年度から23年度までの5年間で不良債務を解消する、それが起債の条件であるということは変わっておりません。

北野委員

そうすると、不良債務が解消できなければ、現病院の起債も認められないということであれば、医療に影響が出るのではないかと思うのです。だから、どんな影響が出ますか。例えば、新築が遅れるでしょう。平成23年9月でしたか、当初の計画では新病院がオープンするということになっていたから、それに合わせて新しい医療機器だっ入れてることになっていたはずなのです。それがずれ込んでいったのですから、影響がないということはないと思うのです。不良債務解消ができなければ起債が認められないということになれば、どんな影響が出ますか。具体的にお答えください。

（樽病）事務局次長

今の病院を運営し、市民に適切な医療を提供するためには、やはり医療機器というものは一定程度古くなったり、新しい医療機器が出てくると、それを入れながら最良の医療をしていくことが必要だと思います。そのため、医療機器には高価なものもございますので、起債を導入して、そこに交付税措置も受けながら入れるというのがベストだと思っております。ただ、昨年の暮れに基本方針でも示したように、医療機器の購入というのは、市民に適切な医療を提供するという意味では必要ですし、医師としてもそういう機器がない中で診療は続けられないという声も

多い。そういうことでございますので、起債があるなしにかかわらず、必要な更新というのはしていかなければならない、そういうふうに思っています。

北野委員

このことを心配するのは、結局、一時、市長は、医療機器の更新で起債が認められなかったら、リースでもやるというぐらいの決意を述べられたのです。しかし、リースと起債の違いは、起債の場合は償還時に27パーセントの交付税措置がある、これは財政上すごく大きいのです。だから、起債が認められるかどうかというのは、経営にとっては非常に大きなウエートを占めていると思うのです。ですから、新病院の建設が遅れると、予定していた医療機器の更新はできなくなれば困るから、恐らく医師からもきちんとやってくれということを言われていると思うのです。だからそういう点で、新病院の建設を延期せざるを得なくなっている現状に照らして、病院の不良債務解消の負担分、一般会計はもう容赦なく入れるわけだから、財政部は何があっても入れるわけでしょう。そうすると、あと問題は病院の、今年度であれば5億3,700万円を用意できるかどうかということになるのです。できなければ、また計画を変更して、減額して、今年度の計画は達成したということにして、医療機器の起債を認めてもらう。昨年度と同じことをやらなければならない。そうすると、また平成21年度以降に、その分が全部降りかかってくるのです。どういう方針でこの危機を乗りきろうとしているのか、不良債務解消にかかわって説明してください。

（樽病）事務局長

ちょっと繰り返しの答弁になる部分もありますけれども、5億3,700万円、先ほど次長のほうからも答弁いたしましたけれども、1億7,000万円ほどの解消をして、1億円ちょっとはいいということと、先ほど特例債の話がありまして、早期健全化の指標に非常に大きく影響するという意味では、特例債はやはり大きな意味がございます。ただ、どうしても起債のほうのいわゆる5年の解消計画が変わらないというのであれば、我々としても医師不足等で生じた部分で頑張った分に入れていただく特例債ですから、例えば何とかその起債の解消計画のほうでも、その分を例えば6年なり7年なりのスパンで見えていただけないのかとか、それは今後またいろいろ要望もしていきたいし、調整もしていきたいと思っておりますけれども、やはりそういう中でこの5億3,700万円を解消していかざるを得ないというふうに考えております。

北野委員

基準になる年次は皆さんにお任せするから、結局、医師不足による市立病院の医業収益の減というのは、トータルで幾らになりますか。年次も含めて言ってください。

（樽病）事務局長

代表質問で市長からも答弁させていただいておりますが、ある試算です。それぞれ平成15年度を基準にして、16年度、17年度、18年度と19年度までなのですが、もし19年度に15年度と同じだけの医師がいたら、医業収支を割り返して、10人減っていたら10人多くいたらという、そういう計算をして、医師の給料とか材料費を差し引いて、そういうふうに計算してみたところ、16年度から19年度までの4年間で29億円の収支に影響があった、そういう試算をしたことはございます。

北野委員

だから、医師不足による医業収益の減というのは、病院の経営に決定的な影響を与えているのです。だから、それをどうするかというのは、やはり政府が医師不足を意図的に作り出したわけだから、その責任をはっきりさせて、国にきちんと面倒を見てもらうというふうにしないと、いくらここで格好いい話をしたって、これはできないですよ。だから、私は当初から44億円を平成23年度まで一般会計と病院事業会計だけで解消するなんて無理だと、できないと言っていたのです。だから、そういうような無理なことを言わないで、現実的にどう解消するかということを考えていかなかったらだめだというふうに思います。

それで、もう一つ心配な点があるのです。人件費削減で、医業収支計画にプラスの要素は与えた。しかし、逆に

待遇が悪くなった看護師などが、小樽以外の公立病院から引き抜きに遭ってやめていくのではないかという心配をしている。現実に起こってきているのです。だから、6月の期末・勤勉手当を支給後、例えば看護師は、小樽病院と第二病院でそれぞれ何人おやめになりましたか。

（樽病）総務課長

今回の6月末で退職する看護師についてですが、小樽病院で6名、第二病院で1名、合計7名の退職が予定されております。

北野委員

7人減るということですから、よく理事者が説明している7対1看護で、診療報酬で実入りのいいお金が入ってくるということをおっしゃっていたのだけれども、その体制は確保できるのですか。

（二病）事務局次長

小樽病院、第二病院とも、7対1看護体制は確保できます。

北野委員

年度途中で7人やめても影響を受けない、できるというのでしょうか。これからやめていったら、どういうことになるのか。

（二病）事務局次長

もちろん人数にもよりますけれども、例年いろいろな理由、例えば結婚とかそのほかの理由等で、年度途中や3月末の定年退職前にやめる職員というのは必ずいます。あらかじめそういった形を見込んで安定的に採れるようにというような形では考えています。ただ、北野委員に御心配していただいたように、万が一看護師が多くやめていった場合ということを想定しまして、第二病院では、まず入院基本料そのものを取るのに、看護師1人当たりの月平均の夜勤時間というのが72時間以内というのがあります。これがもしクリアできなくなると、物すごい影響になります。入院基本料そのものが取れなくなると、10対1看護とか、それからいろいろあるのですけれども、そういったものも取れないというふうになると、特別な措置があるのですけれども、そうすると物すごい差になりますので、これを確保するためには、届出が1か月単位とそれから4週間でも届けられるというのがあります。4週間ですと、28日だけで済むものですから、基準がクリアできやすくなります。それで、第二病院はおととしからこの4週間で届出をしていますけれども、小樽病院のほうも今年度から4週間で届出をすることにしまして、まずこの72時間のほうはクリアできる要素を、ハードルを低くしております。

それでもなおかつもし足りないようであれば、病棟の欠員のどこに欠員を持っていくかということなのですが、病棟のほうを優先した看護師の配置をするということの方法もありますし、また入院患者の看護の必要度に応じて夜勤者を減らすというような方法もあります。それからあと、7対1と10対1ということをやっていくと、実勤務時間がその基本となりますものですから、例えばやりくりとしては、健康増進休暇のとり方なども調整するなどということも一つの方法としてあります。

ただ、現在は小樽病院、第二病院とも、7対1看護なのですけれども、過去1年間の入院患者等の比率が問題になるものですから、それからいきますと、両病院とも現在は、7対1については余裕のある人数になります。

北野委員

都合のいい答弁ばかりされるけれども、入院患者が減っているから、看護師がやめても何とか7対1看護を維持できるけれども、あなた方の話を聞いていたら、これから減ることも予想しているようだけれども、入院患者が減れば心配は要らないです。しかし逆に、入院患者が減れば、医業収益も減るのです。7対1看護で診療報酬からお金が入ったって、吹っ飛んでしまうでしょう。だから、そういうマイナス面も考えているのですか。考えているけれども、答弁をしないだけではないですか。こちらはまじめに考えて心配しているのですから、もう少しかみ合っ

これは、小樽近郊の公立病院から、やはり破格とは言わないけれども、小樽市よりもずっといい待遇ですから来てくださいというお誘いが、個別に相当あるみたいなのです。それを受けてやめていったのです。そうしたら、期末・勤勉手当を1か月分カットした小樽市よりは、四、五十万円違うところに移るというのは、通勤が可能であればあり得ることです。だから、看護師の確保は大丈夫なのですかという心配をしているのです。だから、この点についても、医業収益にかかわることですから、これは現実がどうなるかというのはもう少し推移を見なければなりませんので、指摘だけにとどめておきたいというふうに思います。

私は、地域医療を守るために市立病院の存続は必要だというふうに思うし、不良債務を5か年で解消というのは、あくまでも公立病院改革ガイドラインに沿った改革を自治体病院に求めている立場から出されているものです。あくまでもガイドラインであって、法的拘束力はもちろんない。そして、ガイドラインの中に、不良債務解消は平成23年度までとは明確にうたわれていないと思うのです、私の認識が違っていれば別ですが。だから、不良債務を5か年と言わないで、かつて市長が北海道と20年後に44億円を解消するという計画を相談していたように、現実にあった不良債務解消をやらなければ、あなた方の5か年で解消という前提に立って、できもしない金額をはじき出して議会に報告をする。こちらもそれができるかできないかと質問をしなければならない。こんなことを繰り返していったって、結局、初年度もだめ、それから2年目の20年度の見通しもないということがはっきりしているわけですから、もう少し現実的に対応していただきたい。小樽独自の問題かもしれないけれども、北海道や総務省のそういう了解をいただいて、不良債務の解消を5年と言わないで、文字どおり長期にわたる返済にできるよう考えていただきたいということはお願しておきますが、こうなった市立病院の問題については、後ほど不良債務の問題についてやりませけれども、診療報酬のマイナス改定です。病院経営が苦しくなる。医師不足がどんどん激しくなる。これによる医業収益の減、それから、自己負担増によって病院離れが起こる。これも大変大きな影響を与えている。こういうのが重なって、自治体病院の赤字というのが膨らんできているわけです。だから、これまで政府も不採算部門を担っている自治体病院の赤字解消のために、さまざまな財政措置をとってきているわけです。ここへ来て厳しい条件を突きつけられたって、おいそれと医師不足の中で病院の経営改善ができるわけがないのですから、もう少し現実的な対応をしたらいかかと、私はこういう交渉を北海道や国とすべきだと思うのですが、市長の御見解を伺いたい。

市長

今いろいろと御指摘がございましたけれども、一つは私どもはいろいろな会合で話をしますけれども、医師不足というのは即病院の経営に一番影響しますということで、医師確保については、北海道のほうでいろいろ検討しているようですけれども、そういった場面でも話をしていますし、それからこの不良債務解消、特例債の償還を5年なんて言わないで、一応7年という数字を示しているわけですから、7年でやってもらうようにこれは交渉していきたいと思います。

いずれにしても、不良債務を解消しなければならないという、これは至上命令といいますが、こういう状況ですから、何とか努力をしながら、一日も早くこの見通しを立てたいと思いますし、なかなかこの病院も一生懸命頑張っていますけれども、北海道なり国なりの指導というのは、一般会計で全部をやるのではなくて、病院も一定程度の経営努力をしてください。その中で、病院としても、いくらかでも返すという姿勢です。そういう姿勢がなければだめだという指導もあったように聞いていますので、そういう中で少し無理をした計画かもしれませんが、一応数字をつくってやっていますけれども、こういう方向で何とか病院としても最大限の努力をしてもらいますし、そしてまた一般会計もできる限りの支援をしながらやっていきたいということでまだまだ大変大きな問題、壁がありますけれども、努力をせざるを得ないというふうに思っていますので、御理解をいただきたいと思います。

北野委員

国や北海道に対して、その44億円が生まれた小樽独自の問題もありますから、そういう事情もお話しされて、交

渉するという事はやはりにならないのですか。努力されるというのはわかるから、一生懸命やっているのは、私も市長に言われるまでもなくわかっています。しかし、かつてと違って、病院の努力でやりなさいといったって、医師が足りない。診療報酬が切り下げられている。患者の自己負担増で患者が来なくなっている。こういうことで、どうやって病院の努力で不良債務解消分をこれから先、ますます多い額を返していけるのですか。現実的でないと思いますよ。いかがですか。

市長

そのとおりです。そのことは私も十分言っています。なぜこの44億円も不良債務を抱えたのかという話もしていますし、経過も話をしています。それから、医師不足による病院の収入減、その中で5年間で不良債務を返せというのは非常に無理ではないかという話もしています。しかし、小樽市だけの事情ばかりを話しても、はいはいというわけにはいきませんので、いろいろな場面で話をしながら、何とかこのいろいろな面で北海道なり国なりの支援をもらいたいというふうに思っています。

北野委員

それでは、病院の問題の最後に、今、市長がおっしゃった44億円、小樽市は平成5年度から11年度にかけて、基本的に病院への繰出しをしなかったということによって、50億円ぐらゐの赤字を出して、そのうち44億円が不良債務になった。ということですから、小樽市の会計処理の問題で44億円の赤字が生まれて、これは病院の経営ばかりではなくて、一般会計も物すごい重圧になっているのです。

ですから、私はこの問題では、なぜ新谷市長のときに病院に対する繰出しをやめたのかということが疑問でならないのです。それで、議会の会議録をひっくり返して見ました。そうしたら、一般会計も苦しいとか、それから病院のほうに繰り出ししないから頑張れということで病院の努力を促す、そういうつもりでやったと、会議録を見れば書いてあるのです。議員の質問に対してです。しかし、一般会計の実態は、新谷市長のときのほうが今よりずっと楽なのです。そんなことはだれでも知っている話です。何でやめたのかと。結局、マイカルを誘致するのに、巨額の予算を必要としたからやめたのではないかというふうに思うのです。だから、この問題については、私はそういう動機がなければ、これまで歴代市長がやってきた病院の繰出しをぴたっとやめるというようなことはなかったと思うのです。

だから、私は山田市長になって、平成11年度の予算はもう既に決まっていたからどうしようもなかったけれども、自分で予算編成ができるのは12年度からでしたから、直ちに繰入れを再開したというのは、私は評価しています。その点は、私は市長に厳しいことを言うけれども、市長のやったことを何でもだめだと言っていないから、肝心なことはきちんと見ているから。だから、偏見を持たないで私の話を聞いていただきたいというふうに思うのです。

それで、マイカルを呼んだけれども、もう起爆剤どころか、めっちゃめっちゃでしょう。あなた方は絶対答えられないけれども、OBCが納めなければならないマイカルの固定資産税等の税金、市税は4億7,000万円くらいと言われていゐる。それから、そのうち2億円くらいしか納めていない。これは決算に基づくマスコミの報道です。

そうすると、財政部に尋ねるけれども、19年度の築港周辺地区再開発事業の起債償還額は幾らですか。

（財政）財政課長

約6億3,100万円となっています。

北野委員

そうすると2億7,000万円足せば、9億円余り小樽市の財政の負担になっているわけでしょう、マイカルのためだけの。こういう44億円も病院を犠牲にして不良債務をつくって、そして現実には9億円からの財政的打撃を受けていゐる。こんな財政運営をやっていたら、どんなに市民がまじめに税金を払ったって、市の財政はうまくいくわけがないです。こういうことは深く反省していただきたいというふうに思うのです。

市長は、本会議でも中島議員の代表質問に対して、44億円が生じたことについてる説明をされています。この

中で、一般会計が厳しいということで貸付金にしたのだらうと思うと、やはり正常な話ではないから、私が市長に就任して不良債務を増やすわけにいかないから、一般会計も厳しいけれども、繰入れをもとに戻したと言っている。正常な話ではないと市長はお答えになっているのです。本会議なので、予算特別委員会でばんと気がついてしゃべった話ではないのです。練りに練って、正常でない話だと言っているのです。だから、新谷市長のとった対応は正常でなかったということをも市長は認めているのです。

だから、こういうことで生まれた44億円が、病院の経営とか一般会計に今も深刻な打撃を与えているわけですから、これをどう解決するかというのは、やはり生まれた原因その他を正確に把握した上で、繰返しになりますが、北海道やあるいは国ともよくお話しされて、返済不可能なそういう不良債務解消計画を事実上改めていただきたいということをも強く要望し、市長の御見解を求めて、私の質問は終わります。

市長

今回の病院の不良債務の解消問題については、私どもとしては、いろいろな場面で話もしていますし、これからも話をしながら、何とかいい方向の対応がとれればいいというふうに思っていますけれども、引き続き努力をしていきます。

委員長

共産党の質疑を終結し、自民党に移します。

井川委員

救急車の出動について

まず、消防にお尋ねいたします。

今朝の新聞のトップ記事に、救急車をタクシーがわりに使っているという報道がされております。そこで、本市についてお尋ねいたします。平成19年の1月から12月までの救急出動件数及び搬送された傷病者の程度別、例えば軽症とか重症とか、そういう程度別の件数とパーセンテージはどのようになっていますか。

（消防）警防課長

平成19年中の救急出動件数等についてのお尋ねでございますが、救急出動件数そのものは6,106件となっております。実は、この出動件数は出動指令を受けてサイレンを鳴らし出動した段階でカウントは1件とされますが、出動途中で病状がよくなったなどの引き返し等もございますので、実際に搬送された人員につきましては5,763名となっております。

お尋ねのいわゆる傷病程度についてでございますけれども、いわゆる軽症と言われるもの、これは入院を要しなく、通院及び治療後帰宅する者、これにつきましては5,763名中2,252名、39.1パーセントでございます。また、中症、これにつきましては、入院が1日以上3週間以内、これは2,601名、45.2パーセント、それから重症等については、入院を3週間以上する者、これにつきましては900名で15.7パーセントとなっております。それ以外には実はこの種別のつかない方がいらっしゃいます。これは、実は19年中10名いらっしゃいますが、これは治療途中、何らかのトラブル等、医師とのトラブル等もあったかと思いますが、治療をやめて帰ってしまったという方もございまして、この方を軽症に入れることは可能かもしれませんが、総務省の消防庁に報告する程度の中では、その他というようなこととなります。

井川委員

平成19年中に救急搬送された傷病者のうち心肺停止などの件数、その方たちにどのような処置をしたのか、またその処置した後の予後はどうなっているのですか。

（消防）警防課長

平成19年中におけるいわゆる心肺機能が停止されました症例につきましては、163名ございました。この163名の

うち、123名の方にいわゆる特定行為と言われます A E D、それから気管挿管、そして輸液、これは点滴でございますが、これらの処置をしてございます。一人に対して、二つとか複数の処置をした経過もございまして、A E Dについては22例やっております。また、気管挿管につきましては、2例実施してございます。それから、輸液につきましては、47例実施してございまして、実際に123名の方のうち、救命処置が功を奏したと言うものはばかって申しわけないのですが、1か月以上それによって生存されたという方が8名ございます。

井川委員

それで、救急車で搬送しなくてもよかったのではないかとと思われる件数についてお伺いいたします。

（消防）警防課長

これは、平成19年中のいわゆる救急出動件数の中で、今日の新聞などでもいろいろあると思いますが、救急車を呼ぶ御本人あるいは家族の方のいわゆる病態に対するとらえ方と救急隊員のとらえ方とでは、実は多少違う部分がございます。大変だと思って家族は要請する、救急隊員はたくさんいろいろなものを見てきている中の一事例として見ますので、これはというのがあると思います。ただ、消防本部といたしましては、救急隊にその都度、実際に搬送した部分で自力で行けたのではないかとと思われるものについてはチェックをさせてございまして、それが6,106件の出動件数、これは途中で帰ってくるものも含めますが、その中で272件が実はタクシーで行ってもよかったのではないかと救急隊員が判断しているものでございます。したがって、これは4.5パーセントぐらいと思いますが、そのような割合となっております。

井川委員

当市は272件の4.5パーセントということで、人口の割には搬送される数に対して少ないのかとちょっと思っていますけれども、今、非常に燃料も高騰な折、これからどのような方法で指導をされるのでしょうか。

（消防）警防課長

委員は出動件数等の抑制も含めたこととお話をなさっていると思いますが、消防本部の立場といたしましては、ぐあいが悪い方は遠慮なく救急車の要請をしていただいて結構でございます。しかしながら、本当に必要な方に必要な救急隊を派遣したいという私どもの本来の考え方がございまして、まさに救急車の適正利用について、実は各種行事、それからホームページ等にも掲載させていただいておりますが、粘り強く市民の皆様に救急車の適正利用につきまして、御理解をいただくよう努めてまいりたいというふうに思っているところでございます。

井川委員

市民が安心して住めるまちということで、救急体制が充実しているということは、非常に住みよいまちだということで、これからもいろいろと検討していただきたいと思います。

北海道洞爺湖サミットに関する消防の出動要請について

次に、私も一般質問をさせていただきましたけれども、北海道洞爺湖サミットにおいて、小樽市消防本部に出動要請がきているようなのですけれども、その辺についてちょっと説明願いたいと思います。

（消防）警防課長

消防関係の北海道洞爺湖サミットの部分についてでございますが、まず、7月7日、8日、9日で開催されますこの3日間を含めまして、7月5日から11日までの間、小樽市消防本部といたしましても、北海道洞爺湖サミットのいわゆる警戒隊のための派遣をすることとなっております。派遣する人数でございますけれども、トータルで16名、そのうち警防警戒と言われるものが14名、予防警戒が2名でございます。

この予防警戒に当たるものにつきましては、実はサミットは非常にシークレットが多く、なかなか詳細まで伝えることは困難でございますが、いわゆる要人等が泊まる施設での予防要員が2名、それから警防警戒の中で救急隊を派遣いたします。この救急隊は6名、片番3名3名の6名、これもいわゆる要人等も含めたサミット対応のための救急隊員として派遣いたします。そして、残りの8名の部分につきましては、全国から1,000名近く、道内隊も含

めまして1,000名近い消防職員となる予定となっておりますけれども、この中の統括本部、いわゆるいろいろな仕事を指示する、調整を担当するのですが、こちらのほうに 8 名派遣することとなっております。業務の部分につきましては、基本的には24時間泊まりの担当というふうになってございます。

井川委員

お聞きしましたら、泊まりということで、大変厳しい業務だと思いますけれども、ぜひ小樽市の名に恥じないよう頑張ってください。

燃料費の高騰について

次に、財政部にお尋ねいたします。

大変いろいろな部分で経費を節減し見直しをかけて一生懸命頑張っている折なのですけれども、毎日いろいろな部分で物価が上がって行って、本当に天井知らずのように物価がどんどん上がる毎日ですけれども、今、燃料費の高騰幅が非常に大きいということで、本年度の予算に対してこの値上がりを見ていきますと、どのぐらいの影響があるか、車両関係と暖房と分けてお知らせください。

（ 財政 ） 中田主幹

今、車両関係と暖房ということのお尋ねですけれども、ちょっとその辺の数字を持っていないものですから、まず一般会計、特別会計、企業会計の全体で申し上げます。一般会計で、平成20年度の当初予算で燃料費として予算計上している額が約 2 億4,000万円でございます。それに、特別会計、企業会計を合わせて小樽市全体の会計で言うと 4 億4,000万円の燃料費の予算計上になってございます。仮に燃料費が10パーセント上がったとしたら、4,400万円ぐらい予算よりオーバーするという、これは数量のほうにさらに節約できればその分は落ちるでしょうけれども、単純に数量を予算計上どおりというふうにすれば、金額が10パーセント上がれば4,400万円というような形になるかというふうに思います。

それとあと、本庁など個別な例示を 3 点ほど説明させていただきましても、本庁ですと、600万円ほど予算計上をしておりますので、その分で言うと、例えば 1 割でしたら60万円とか、それとか小中学校につきましては、1 億1,000万円ほどの予算計上をしております。それも、同じように10パーセントでしたら1,000万円ほどというような形になるし、それから消防庁舎と消防の車両を含めて言いますと、2,300万円ほどの予算措置をしておりますので、それも単純に 1 割とすると230万円ほどの影響が出るというふうに思います。予算計上では、昨年の予算編成のときですから、昨年の大体11月ぐらいの単価をベースに見積もっております。それから見ると、今は 1 割以上上がっているのですけれども、今後冬に向けてその価格がどうなるかというのが、非常に我々も心配しているところでございます。

井川委員

今、1 割という計算で結構な金額ですけれども、まず 1 割以上、今、上がっていますよね。これからも下がるという見通しが立ちません。たくさん生産するという話は今朝、新聞に出ていましたけれども、その影響がいつごろ私たちのところに来るのかというのは、かなり長い時間がかかるのでないかと思うのですけれども、例えばこれだけ多くの予算がオーバーしたときに、対処方法はどのように見えていますか。

（ 財政 ） 中田主幹

健康とか、それこそ今の救急の安全にかかるものですから、なかなか節約しても難しい部分があると思います。どうしても必要であれば補正なり、昨年度の例によりますと、小中学校で約3,000万円補正させていただいておりますけれども、その辺を見計らって補正の措置が必要というふうに思います。この部分につきましては、特別交付税のほうで昨年度も出しておりますけれども、実質見積りを押さえて要望をしていくような形になりますけれども、実際にそれがどのぐらい措置されるかというのは、なかなか難しい面だというふうに思っております。

（ 「 自民党、要望出さなかったの 」 と呼ぶ者あり ）

井川委員

今、山口委員が、自民党が要望しなさいということで、一生懸命政府に頑張っていたかなければならないということでおっしゃっています。昨年も、福祉灯油などはずいぶん国も出したようですけども、今年は本当に灯油がすごい値上がりですから、昨年並みに出したとしたら、本当に3分の2も買えないというような感じですから、できるだけ市民に迷惑をかけないと言ったらちょっと変な言い方ですけども、やはり何といても早めの対応で政府に要望していただきたいと思いますけれども、市長、いかがですか。

市長

灯油の問題といえますか石油の問題は、非常に日本ばかりでなくて、世界的に今問題になってきていますので、先般も話しましたが、何とかこのサミットで大きな議題の一つとして対策について議論してほしいというふうに思いますし、個々の課題につきましては、昨年の福祉灯油の関係については政府等に要望したいと思いますし、今、漁業者も大変な状況の中でイカ漁を休漁したりという、そういった事業者にも影響があるわけですから、トータルとしてやはり何らかの行動をしなければならないというふうに思っています。

佐藤委員

昨日の運河ロードレース、皆さん御苦労さまでした。皆さんほどではないにしろ、私も多少弱っておりますので、皆さんの親切な答弁、わかりやすい答弁をお願いいたしまして、始めさせていただきたいと思います。

新学習指導要領について

まず、一般質問で我が党の井川議員のほうから質問させていただきました新しい学習指導要領について、質問させていただきます。

新しい学習指導要領の具体的な内容を教科、授業時数も含めて教えていただきたいと思います。

（教育）指導室長

新しい学習指導要領が今年3月に告示されまして、答弁の中でも話をさせていただいておりますが、現行の学習指導要領の「生きる力」の理念の実現のために、これまでの学校現場での課題を踏まえて、指導面などでの具体的な手だてを維持することを目指しております。

それで、教科等の具体的な改善点ですけども、これにおいては、小学校も中学校もそうなのですが、特に算数、数学、理科、それから小学校の体育、これらの時数増、それぞれの学年でまたちょっと違うのですが、それらの時数を増加しようとしております。なぜ授業時数の増加が必要かといったら、詰め込みとかそういうことではなくて、繰り返し学習とか知識・技能を活用する、そういうような学習を充実させようということで、基礎的・基本的な知識・技能の習得と思考力・判断力・表現力をはぐくむことを目指して、それらの時数を増加しております。わかりやすく言いますと、小学校では、1週間の授業時数が1時間増加します。例えば小学校6年生は、週5日のうち、現在では5時間授業の日が3日で6時間授業の日が2日なのですが、さらに6時間授業の日が3日に増えるというような状況になります。あと、詳しい各教科ごとに触れていくとすごく時間がかかるのですが、また後で詳しく伝えたいと思います。

佐藤委員

詳しい内容は後で結構ですけども、時数の増加に関しては、ゆとり教育を始める前の授業時数に戻ったというふうに私は認識しているのですが、そういう意味では詰め込み教育に戻ったということではなくて、本来の正常な授業時数に戻ったと認識していますけれども、その点に関してはいかがでしょうか。

（教育）指導室長

現行の学習指導要領になる前は1,015時間で、今の学習指導要領と比較すると2時間余り授業時数が少ないのです

けれども、それが 1 時間戻ったというような状況でございます。それで、詰め込みではなくて、本当に基礎・基本をきっちり身につけることも大事ですし、それを活用するという、ゆとりとバランスをとっている、そういうような状況なのです。ですから、詰め込み教育に戻ったとか、そういうことではありません。

佐藤委員

それで、新しい学習指導要領については、教科書を使わなくてもいい総合的な学習の時間や道徳、特別活動などは、来年度から新しい教育内容でスタートをするというような骨子になっていると思いますけれども、特に本市においては、道徳教育が立ち遅れているということが、あおばとプランの中でも指摘されておりますけれども、特にこの道徳教育について、来年度からはどのような形でスタートされようとしているのか、もし今の時点でわかっているなら、お答えいただきたいと思います。

（教育）指導室長

教科書を使わない道徳や総合的な学習の時間、特別活動については、来年度からの移行措置、平成21年度からすぐ新しい内容で実施できるものということで、新しい学習指導要領に基づいて実施されます。その道徳の内容については、例えば目標について、教育基本法が改正されたのを踏まえて道徳の目標も変わってきております。それで、伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土をとうとぶこと、また公共の精神をとうとぶこと、それから他国を尊重し、国際社会の平和と発展や環境の保全に関すること、これらを新たに規定しております。これらに基づいた内容が、新しい道徳の中に入ってくるわけなのです。指導計画も新しい道徳の計画を立てて取り組んでいかなくてはならないということになります。

佐藤委員

それは、今つくられている新しいあおばとプランの中に盛り込まれて検討されていると、そういうことでよろしいでしょうか。

（教育）指導室長

現在、平成21年度からの新しい学校教育推進計画の作成に取りかかっているわけなのですけれども、当然、新学習指導要領も踏まえたものにしていきたいと考えております。

佐藤委員

それで、また新しい学習指導要領については、小学校 5、6 年生で外国語活動の創設というのが新しい項目として出ておりますけれども、外国語といってもさまざまなのでしょうけれども、本市においては、外国語というのはどのように考えておられるのでしょうか。

（教育）指導室主幹

このことにつきましては、英語が世界共通語という形で使われているという現状で、外国語活動については英語活動ということで押さえていきたいというふうに思っております。

佐藤委員

英語ということですが、今、小学校は27校ありますけれども、そうすると指導する教員が不足するのではないか、若しくは教員の指導力が十分ではないのではないかということが懸念されますけれども、それに関してはどのように対処されていくのでしょうか。

（教育）指導室主幹

このことにつきましては、研究資料の作成や研修会等をこれまでも行ってきております。これからも続けていきたいというふうに考えています。

あわせて、小樽市教育委員会に配置されている A L T 2 名がいるのですけれども、それらについてもいろいろ活用されておりますので、どんどんその活用を広めながら研修も深めていきたいというふうに考えております。

佐藤委員

よろしくお願ひしたいと思います。

あと、新しい学習指導要領に関しては、市内の各小中学校を通して、全保護者に配布済みという答弁をいただきましたけれども、保護者の方にちょっと聞いてみましたけれども、なかなかよく理解できないという方とまだちょっと早いのでぴんとこないという方がほとんどなのですけれども、その辺の周知に関しては今後どのように考えられていますか。

（教育）指導室長

現行の学習指導要領の「生きる力」ということが十分保護者、地域の方に理解されていなかったという点を踏まえて、文部科学省のほうで、地域や保護者の方にも十分知っていただきたいということでパンフレットを作成しまして、今年 4 月から 5 月にかけて、小樽市においても、各学校を通じて全家庭に配布したところでございます。小樽市においても、教育課程検討委員会という新しい学習指導要領を広めていく委員会をつくっておりますので、そういう中でどんどん資料を作成したり、また指導室の中でも保護者への啓発資料なども作成しながら、保護者の方、地域の方にも新しい学習指導要領の趣旨等について、これからも広めていきたいと考えております。

佐藤委員

また、答弁の中で、関係者に説明会を開催したり、学習指導要領の冊子をすべての教員に配布する予定であると伺っておりますという答弁をいただいたのですけれども、ここで言われております関係者というものはどんな人たちが対象になるのでしょうか。

（教育）指導室長

教育長から答弁させていただいたのは、文部科学省の取組で、文部科学省のほうで、都道府県の教育委員会の指導主事を集めて、新しい学習指導要領の趣旨や内容等について詳しく説明されます。都道府県の指導主事は、それを例えば北海道であれば、北海道でさらに説明会を開催し、各教育局の指導主事、また市町村の指導主事を集めて、だんだん詳しく説明してきたのを学校へという順番でおろしてくるわけなのです。その説明会でございます。

佐藤委員

そうすると、まだ現場の教員はそれほど説明を受けていないということだとは思うのですけれども、その中で先ほど教育課程検討委員会というお話がありましたけれども、その役割についてお知らせください。

（教育）指導室長

新しい学習指導要領が実施されるまでの間に、移行措置という期間が設けられます。小学校で言うと平成 23 年度から完全実施されるわけですが、21 年度、22 年度が準備期間となります。中学校では 24 年度から実施されますので、3 年間の準備期間があるわけです。この準備期間の間に、新しい学習指導要領の趣旨を取り入れて、各学校が計画を十分練って、自校の実態に合ったように、地域や子供の実態に合った計画を立てていかなければいけないと思います。

その準備期間の間に、いかに教員にそれを理解していただく、そういうことで教育課程検討委員会を組織しまして、16 名から成っております。国語とか算数とか社会とか、それぞれの担当を決めて、専門的にその部分はだれに聞かれてもわかるような説明ができる、そういうような教員をつくっております。そして、それらの検討委員会を中心に、小樽市の各学校の教育課程が十分新しい学習指導要領に対応できるような展望と計画をしっかりと持って取り組んでいっていただきたいということで組織したものでございます。

佐藤委員

だれに何を聞かれてもわかるように、答えられるようにという、かなり理想的な内容でしたけれども、果たしてそれができるのかどうか、それはなかなか難しいことだと思いますし、ましてそれぞれ各学校ごとに制度化しながら作成していくというお話の中では、今後、検討委員会がそれをトータルとしてチェック機能を果たすのかどうか

ということなのですけれども、その辺に関してはいかがでしょうか。

（教育）指導室長

指導室も当然入っているのですけれども、教育課程検討委員会の中で校長、教頭に対する説明会を開いたり、そのときに国語の教育課程についてはこのように変わります、そういう中で校長、教頭に対して国語担当から説明していく、社会担当から理科担当から説明していく、そのような方法をとっていきます。各学校の教育課程の編成にかかわっては、各校長が責任を持って編成を実施するものですから、それが正しく行われているかどうかというチェック機能については、指導室のほうで計画も提出していただいておりますし、実施報告もいただいておりますので、それは検討委員会ではなく指導室のほうで点検していきます。

佐藤委員

5月の校長会議において、各学校での計画的な取組を指示しておりますという答弁もいただきましたけれども、具体的には計画的というのは、どのような形でいつまでにということなのですけれども、その辺に関してはいかがでしょうか。

（教育）指導室長

移行措置案が4月に出されまして、つい最近、移行措置が告示されたわけなのです。それで、小樽市の教育委員会としては、一刻も早くそのような情報を学校のほうに伝えたいということで、研究資料ということで移行措置案について各学校に説明をしました。これについては、実際の教育課程は毎年12月から3月ぐらいにかけて各学校で取り組むわけなのですけれども、実際の話、来年度から小学校では1時間授業時数が増えるわけです。そうすると、夏休み期間中にはもう教員が移行措置について十分理解をして、2学期をかけて、例えば小学校の英語活動をやるのであればどうしていかなくてはいけない、総合的な学習の時間は新しい学習指導要領でやらなくてはいけない。では、何をどういうふうに変えていったらいいのか、2学期に十分時間をかけて検討し、12月にはもう大体計画をつくって、冬休みの間に指導計画、具体的なものをつくっていかないと間に合わない状況です。このことについては、小中学校の校長会とも連携しながら、滞りないように進めていこうと思っております。

佐藤委員

最後の答弁の中でも、円滑な実施に向け展望を持って着実に移行措置がなされるよう指導していきたいという答弁を聞きましたけれども、その辺に関してはぜひ実行して、円滑な、スムーズな移行措置をしていただきたいと思っております。よろしくお願ひしたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

教育長

もともと学習指導要領が変わりましたら、教員一人一人が自分の担当する学年の中身を、国語から特別活動、道徳に至るまで全部自分でやらなければならないのが原則でございますけれども、今、1学年1学級というような小規模の学校が圧倒的に多いものですから、そうなりますとやはり一人で一つの学年のことを全部目を通すまでには、調べきれないものですので、私どものほうで校長、教頭を中心にしながら核になる教員をつくって、そこで全部調べて、そしてそのエキスの部分を各学校へ提示して、そして移行措置等をやっていくという形になってございます。これまで、この昭和40年から60年あたり、何度も何度も学習指導要領が変わってきたのですが、今、委員が御心配のように、教員が教室に行くというときに、ここが漏れていた、あそこも漏れていたとか、そういうことがありましたので、ここ二、三十年来、小樽市においては、指導室を中心にそういうことのないように取組をしてきてございますし、特に今回の場合には、授業時数が増えるという、過去の二、三十年の経過と違って逆に1時間増えることとなりますから、そういう面では落ちのないように、さらには移行措置と申しまして、この二、三年間慎重に扱っていかねばだめなものと思っておりますので、その辺は着実に進めてまいりたいと思っております。

佐藤委員

学校の耐震化について

それでは、質問を変えます。

今定例会の予算特別委員会も最後ということになりまして、その中でも最後の質問ということで、耐震化の見通しについて質問させていただきたいと思います。耐震化については、今定例会でもさまざまな議論をなされてきましたが、防災上必要ではありますけれども、財政的にも、学校の適正配置の関係からも、すぐには難しいというお話がありました。今後の小樽市の政策的な観点からはどのように考えられているのでしょうか。

（総務）企画政策室長

耐震化の問題なのですが、ただいま委員のおっしゃったように、財政負担の問題と適正配置計画の問題、2点があい路になっておりまして、ただ、3年間、全く何もしないというわけではありませんので、補助制度の見直しがあったのは2週間前の話ですので、それでは補助率アップということで3年という時限がついております。ただ、もう一つ、これは国の補助金でありますから、国の補助金適正化法という法律がありまして、その第22条の財産の処分制限という制限が当てはまるわけでありまして、それを適用されますと、耐用年数に勘案して省庁が定める期間、約10年か15年、20年になるかもわかりませんが、この期間は財産処分ができないということになります。そうすると、もし学校がなくなった場合、残存価格見合いを国庫に返納しなければなりません。裏で起こした起債も残金の全部を返さないとならない、繰上償還をしななければならないと、そういう状況に陥ります。もちろん補助金、交付税もなくなるという、二重苦の部分もあり、市の財政に大きな負担を与えるということもありますので、今、市長を中心にそこら辺市民の合意が得られるように、市にとって今一番有効な方法は何か、よい方法を模索中でありまして、ぜひ御理解いただきたいと思います。

佐藤委員

最後に今答弁を聞きまして、いろいろな制約はあるけれども、何もしないで3年間を過ごすわけではないし、このまま何もしないわけではないという企画政策室長の答弁でしたけれども、その辺を含めまして最後に市長から御答弁をいただいて、私の質問は終わりたいと思います。

市長

一番の問題は、今、適正配置計画を教育委員会でやっていますので、そことの整合性をどう図るかというのがありますけれども、それはそれとして、現状の中で非常に耐震化率が低いわけですので、そういったことも勘案しながら、教育委員会の関係者と本庁の関係者の間でチームをつくって少し検討をさせてもらいたい。具体的にどう進められるか、財政の問題も含めて少し議論をさせてもらいたいと思っています。

委員長

自民党の質疑を終結いたします。

以上をもって質疑を終結し、意見調整のため、暫時休憩いたします。

休憩 午後 4 時28分

再開 午後 4 時43分

委員長

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

これより、直ちに採決いたします。

議案第 1 号、第 6 号、第 9 号及び第10号について、一括採決いたします。

いずれも可決と決定することに、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

委員長

御異議なしと認め、さように決しました。

閉会に先立ちまして、一言ごあいさつを申し上げます。

当委員会におきまして付託された案件はもとより、行政各般にわたる熱心な御審議を賜り、委員長としての任務を全うすることができました。これも井川副委員長をはじめ委員各位と、市長をはじめ理事者の皆様の御協力によるものと深く感謝いたしております。意を十分尽くしませんが、委員長としてのごあいさつとさせていただきます。ありがとうございました。

当委員会はこれをもって閉会いたします。